

平成 2 9 年 第 3 回 熊 野 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

1 . 招 集 年 月 日 平 成 2 9 年 6 月 1 3 日

2 . 招 集 の 場 所 熊 野 町 議 会 議 場

3 . 開 議 年 月 日 平 成 2 9 年 6 月 1 3 日

~~~~~。~~~~~

4 . 出 席 議 員 ( 1 5 名 )

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 番 尺 田 耕 平   | 2 番 竹 爪 憲 吾     |
| 3 番 立 花 慶 三   | 4 番 諏 訪 本 光     |
| 5 番 沖 田 ゆかり   | 6 番 片 川 学       |
| 7 番 時 光 良 造   | 8 番 民 法 正 則     |
| 9 番 荒 瀧 穂 積   | 1 0 番 大 瀬 戸 宏 樹 |
| 1 1 番 藤 本 哲 智 | 1 2 番 山 野 千 佳 子 |
| 1 4 番 中 原 裕 侑 | 1 5 番 馬 上 勝 登   |
| 1 6 番 山 吹 富 邦 |                 |

~~~~~。~~~~~

5 . 欠 席 議 員 (1 名)

1 3 番 久 保 隅 逸 郎

~~~~~。~~~~~

6 . 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

|             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長       | 内 田 充   |
| 教 育 長       | 林 保     |
| 総 務 部 長     | 岩 田 秀 次 |
| 企 画 担 当 部 長 | 宗 條 勲   |
| 民 生 部 長     | 光 本 一 也 |
| 建 設 部 長     | 沖 田 浩   |
| 教 育 部 長     | 民 法 勝 司 |
| 総 務 部 次 長   | 西 村 隆 雄 |

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 民 生 部 次 長           | 時 光 良 弘   |
| 建 設 部 次 長           | 貞 永 治 夫   |
| 建設部技術次長             | 林 武 史     |
| 教 育 部 次 長           | 横 山 大 治   |
| 財 務 課 長             | 桐 木 和 義   |
| 地 域 振 興 課 長         | 西 岡 隆 司   |
| 企 画 担 当 課 長         | 西 川 伸 一 郎 |
| 税 務 課 長             | 立 花 太 郎   |
| 高 齢 者 支 援 課 長       | 加 島 朋 代   |
| 住 民 課 長             | 堀 野 辰 夫   |
| 子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 | 隼 田 雅 治   |
| 生 活 環 境 課 長         | 堂 森 憲 治   |
| 都 市 整 備 課 長         | 穂 坂 俊 彦   |
| 上 下 水 道 課 長         | 寺 垣 内 栄 作 |
| 生 涯 学 習 課 長         | 藤 川 千 浪   |
| 会 計 課 長             | 光 本 琴 音   |

~~~~~。~~~~~

7．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 三 村 伸 一 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 永 谷 望 |

~~~~~。~~~~~

#### 8．議 事 日 程（第1号）

##### 開 会 宣 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

日程第 6 諮問第 5号 下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求について

~~~~~。~~~~~

９．議事の内容

（開会 ９時３０分）

- 議長（山吹） ただいまの出席議員は１５名です。定足数に達していますので、ただいまから平成２９年第３回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

- 議長（山吹） これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、６番片川議員、７番時光議員、８番民法議員の３名を指名します。

~~~~~○~~~~~

- 議長（山吹） これより日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より２８日までの１６日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より２８日までの１６日間とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 ９時３１分）

（再開 ９時３３分）

~~~~~○~~~~~

- 議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第３、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。事務局長。

~~~~~○~~~~~

- 議会事務局長（三村） 諸般の報告をいたします。

３月２０日、筆の日記念式典が筆の里工房で開催され、議長を初め多くの議員が出席しました。

３月２９日、議会全員協議会が開催され、議会からの報告案件３件、協議案件１件に

ついて協議しました。同日、議会議員定数等調査検討特別委員会が開催され、定数・報酬について協議しました。

4月1日、府中町町制施行80周年記念式典が開催され、議長が出席しました。

4月2日、保育所ひかり学園新園舎の落成式が行われ、議長を初め多くの議員が出席しました。

4月5日と12日の両日、議会広報特別委員会が開催され、「くまの議会だより第102号」の記事校正を行いました。

4月9日、東広島・呉自動車道大多田インターチェンジ開通記念式典が開催され、議長が出席しました。

また、同日、議会広報特別委員会が開催され、議会だより「ふるさとの山を歩く」シリーズの取材のため、原山へ登りました。

4月12日、議会運営委員会が開催され、臨時会の招集請求について協議を行い、また、20日には、第2回熊野町議会臨時会の議事運営等について協議を行いました。

4月17日、議会全員協議会が開催され、議会からの報告案件3件、協議案件1件について協議しました。

同日、議会議員定数等調査検討特別委員会が開催され、定数・報酬における問題点の抽出及び改善策について協議しました。

4月18日、広島県町議会議長会の定例議長会議が開催され、議長が出席しました。主な議題は「任期満了に伴う役員の選任について」、「広島県町議会議員研修会の開催」等について協議を行い、会長に坂町の川本英輔議長が、副会長に世羅町の徳光義昭議長が、監事に北広島町の伊藤久幸議長が選任されました。

4月20日、議会広報特別委員会が開催され、「くまの議会だより第102号」の最終校正等について協議を行いました。

4月25日、第2回熊野町議会臨時会が開催され、執行部からの報告案件2件、常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員の選任等について審議を行いました。

4月26日、平成29年度熊野町女性会総会が町民会館で行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。

同日、広島県町議会議長会新人議員研修会がホテルJALシティ広島で行われ、多数の議員が出席しました。研修内容は、全国町村議会議長会議事調査部副参事の小西正太氏による「町村議会の運営について」などの講義をいただきました。

5月16日、議会広報特別委員会が、福岡県宇美町議会の議会広報常任委員会の視察研修を受け入れ、議会広報編集について意見交換を行いました。

5月17日、平成29年度第1回安芸地区消防運営協議会が広島市文化交流会館で開催され、議長が出席しました。主な議題は、「平成28年度安芸地区の消防事務の負担額について」及び「平成28年度安芸地区の予防業務の概況」等について協議を行いました。

5月18日、広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われ、多数の議員が出席しました。研修内容は、「自治体議会の到達点と今後の課題～「住民自治の根幹」として議会を作動させる～」と題しまして、山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授の江藤俊昭氏から、また「日米関係の新たな展望」と題しまして、テレビ朝日コメンテーター川村晃司氏から講演をいただきました。

5月22日、総務厚生委員会が開催され、担当部から、昨年度の主要事業の実績について報告を受けるとともに、今年度の主要事業計画に係る課題等について報告を受けました。

5月30日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件3件、協議案件1件、議会からの報告案件3件について協議しました。

同日、議会議員定数等調査検討特別委員会が開催され、定数・報酬における問題点の抽出及び改善策について協議しました。

5月31日、平成29年度町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、議長と副議長が出席しました。研修内容は、「これからの町村議会を考える」と題し、特別表彰を受けた北海道浦幌町と京都府精華町から、議会活性化の取り組みについての発表と、地方自治総合研究所主任研究員 今井照氏による「大震災における自治体と議会の使命」について、新潟県立大学国際地域学部准教授 田口一博氏による「議長・副議長のあり方」について、それぞれ講義をいただきました。

6月5日、議会広報特別委員会が開催され、「くまの議会だより第103号」の紙面構成等について協議を行いました。

6月8日、議会運営委員会が開催され、第3回熊野町議会定例会の議事運営等について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書が提出されていますので御紹介します。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

4月10日、「地球と人間を守れる社会体制創り」の為の地球社会建設決議陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏より提出されています。

4月28日、「地域住民の暮らしをまもり、地域経済活性化、持続可能な地域づくりをすすめていく課題での陳情」が、また、5月23日、「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情書」、「国保の県単位化を前に誰もが安心できる国民健康保険の運営を求める陳情書」、「さらなる負担増と保険はずしの介護保険法「改正」法案の徹底審議と新総合事業の見直しを求める陳情書」、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」が、国民大運動広島県実行委員会代表 八幡直美氏より提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。7名の議員より通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、5番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

~~~~~。~~~~~

○5番（沖田） 皆さん、おはようございます。5番、沖田でございます。

私からは3点について質問をさせていただきます。

1点目に、町制施行100周年記念事業について伺いたします。

熊野町は平成30年秋、大正7年10月1日の町制施行から100周年目という大きな節目を迎えます。郷土の記念日を祝い、住民協働のまちづくりに向けた意識や郷土愛を深め、町民であることの誇りやアイデンティティを再確認するなど、行政目的を超え、住民相互の連帯感や個人の内面によい影響が及ぶなどの効果を生むことを実施目的とし、記念式典を初め、多彩なイベントを実施するため、本年度から準備を進めていると伺っております。

そこで、提案なのですが、愛知県西尾市消防出初式では、放水作業によるまちのPR事業を行っています。アクアフィック印刷を使用した消防出初式と書かれたボードに放水することで、ぬれた箇所からまちの観光PRをする隠し絵が浮かび上がるというものです。熊野町においては町制施行100周年と書かれた筆文字やロゴマーク、ふでりんなどが隠し絵として浮かび上がると、大人から子供まで町民全体で祝うことができるの

ではないかと思います。また、消防団の日ごろの労をねぎらい、出初式に多くの町民が集われることも期待できると思いますが、町として検討していただくことはできないでしょうか。

また、オリジナル婚姻届やオリジナル出生届の作成を検討してはいかがでしょうか。お伺いいたします。

2点目に、子育て世代包括支援センターについてお伺いいたします。

本年4月1日には、妊娠期から子育て期にわたる多様なニーズに対応する子育て世代包括支援センターを法律上に位置づける改正母子保健法が施行され、母子への支援体制を強めることが児童虐待の発生を予防する観点も踏まえ、子育て世代包括支援センターの整備を市町村の努力義務としています。熊野町においては本年度より開設するとのことで、早速取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。そこで、満たすべき基本3要件についてお伺いいたします。

要件1として、妊娠期から子育て期にわたるまで地域の特性に応じ、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して、切れ目なく支援することについて、具体的な取り組みをお伺いいたします。

要件2として、ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援することについて、具体的な取り組みをお伺いいたします。

要件3として、地域のさまざまな関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ、社会資源の開発等を行うこととしての産前産後ヘルパー派遣事業についてお伺いいたします。

3点目に町内小・中学校の養護教諭出張時の対応についてですが、教職員研修や修学旅行の引率などで養護教諭が出張する際の児童・生徒の傷病対応などについて、現場の教員より対応に追われて授業をストップするなど、苦慮していると伺っております。府中町においては、代替要因として健康推進課に看護師や保健師などの臨時職員を20人ほど登録しており、各学校からの申請により配置しているとのこと。熊野町においてもぜひとも取り組んでいただきたいとの強い要望を伺っておりますが、教育委員会の考えをお伺いいたします。

以上、3点について、詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の三つの御質問のうち、1番目の「町制施行100周年記念事業について」と、2番目の「子育て世代包括支援センターについて」の御質問は私からお答えし、3番目の「町内小・中学校の養護教諭出張時の対応について」の御質問は、教育部長に答弁をさせます。

まず、最初の「町制施行100周年記念事業」につきましては、住民相互の連帯感や、住民協働のまちづくりに向けた意識の一層の醸成を目的に、各種の記念事業等を行う予定としております。議員の御提案にもございますが、そのためには、町制施行100周年についての町民への十分な周知が必要であり、熊野町を対外的にPRする絶好の好機でもあると考えておりますので、この点に留意しながら事業を推進してまいります。

なお、記念式典でございますが、例年の諸行事等を踏まえ、来年、11月10日土曜日を第一候補日として、今後、調整を進めてまいりたいと考えております。御提案いただきました消防出初式におけるPRやオリジナルの婚姻届書なども含め、詳細については企画担当部長に答弁をさせます。

次に、2番目の「子育て世代包括支援センターについて」でございますが、子育て支援施策の推進については、昨年4月の民生部の組織改編を行い、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援、母子保健を総合的・一体的に推進する「子育て・健康推進課」を設置したところでございます。今年度からは、一層の施策推進を図るため、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対する総合的相談支援体制を構築するとともに、妊娠期から産後にかけて、家事援助が必要な家庭にヘルパー派遣を行う「産前・産後ヘルパー派遣事業」を開始することとしております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條企画担当部長。

~~~~~○~~~~~

○企画担当部長（宗條） 沖田議員の1番目の「町制施行100周年事業について」の御質問に、詳細にお答えをいたします。

町制施行100周年の記念行事等につきましては、夏祭りなどのイベントやひろしま

フラワーフェスティバルのパレードへの参加について、町民に主体的に参画いただくという観点から、実行委員会形式での実施に向け、組織づくりなどの準備を行っているところでございます。また、全国ネットのテレビ公開番組を招致することとし、既に申請を済ませたところでございますが、設備など会場としての制約が幾つかあるようでございますので、今後、テレビ局と協議、調整を行い、実現に向けて努めてまいります。

職員によるプロジェクトチームが発案し、熊野高等学校の御協力を得てロゴマークを制作しておりますが、これを十分に活用し、町制施行100周年についてのPRを強化してまいります。また、記念誌や絵本の制作につきましても、プロジェクトチームにおいて鋭意作業を進めているところでございます。

議員から御提案いただきました消防出初式でのPRにつきましては、コスト、あるいは準備に要する作業量などがどの程度のものになるかといったことの調査を踏まえまして、消防団とも協議をしてみたいと思っております。

次に、オリジナル婚姻届等の作成についての御提案でございますが、婚姻届などの戸籍届出書は法務省が標準書式を定めておりますが、記載事項と用紙サイズの規定のほかは、特に決まりがございません。したがって、町制施行100周年を記念するオリジナルの届出書式を本年度中にも導入する方向で検討を進めてまいります。また、婚姻届等を受理した際、希望者に交付する受理証明につきましても、届出者の手元に残る記念品となりますので、あわせてオリジナル化を検討してまいります。

町制施行100周年につきましては、既にポスター掲示等により周知を進めているところでございますが、広報誌やホームページのほか、各種イベント等を通じ、町内外への積極的なPRに努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（光本） 沖田議員の2番目の「子育て世代包括支援センターについて」の御質問に、詳細にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、みずから支援を行い、または関係機関のコーディネートを行うものでございます。この子育て世代包括支援セ

ンターには、三つの要件を満たすことが必要とされております。

一つ目は、地域の特性に応じ、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かし、必要な情報の共有と切れ目のない支援を行うこと。

二つ目は、ワンストップ窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援すること。

三つ目は、地域にさまざまな関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ、社会資源の開発などを行うこととさせていただきます。

本町におきましては、子育て・健康推進課にセンターの窓口を置き、保健師が、母子健康手帳交付時に全ての妊婦を対象に面接を行い、必要な保健指導や育児情報の提供を行うとともに、さまざまな悩み等に対する相談支援を行ってまいります。また、心身の不調等により継続的な支援が必要な方については、関係機関と協力して支援プランの作成を行います。

次に、産前・産後ヘルパー派遣事業については、母親が出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事等のお手伝いをし、子育てを支援するものでございます。対象は、母子健康手帳の交付を受けた方で、産前から産後1年までの間、通算15回程度の利用を可能とし、利用料は1回当たり1,000円を予定しております。ヘルパーの派遣につきましては、熊野町社会福祉協議会に委託し実施することとしております。今年10月の事業開始を目標に、今後、ヘルパーの研修等、準備を行うこととしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 沖田議員の3番目の「町内小・中学校の養護教諭出張時の対応」についての質問にお答えいたします。

現在、町内の小・中学校においては各校1名の養護教諭を配置しており、学校管理下で発生した事故等の救急措置は、通常、養護教諭が中心となって行っています。しかし、養護教諭が研修等出張時に不在の場合は、管理職を初めとする教職員が傷病対応の基本を身につけていますので、緊急時にはその対応をしております。日ごろから、各学校で

は養護教諭の不在情報を全教職員が共有し、また、救急用品の保管場所の確認等を行うなどして、緊急時の体制を整備しています。

なお、近隣町では、養護教諭が不在時に代員を配置する自治体もあると伺っておりますので、今後、各学校の状況などを調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 町制施行100周年記念事業についてなんですけれども、出初式でPRすることによって、年の初めから町民とともに町制100周年を意識することができ、さまざまなイベントに参加していただく啓発事業にもなると思いますので、熊野町独自の工夫を凝らして取り組んでいただくことを要望いたします。

また、オリジナル婚姻届については、東広島市においては三三九度の杯を交わす新郎新婦や酒蔵などがデザインされており、カップルで記念写真を撮るための「ハッピーウエディング」と書かれた移動式のオリジナルボードも設置してあることで、市民から公表を得ているそうです。熊野町で設置される場合には、ハッピーウエディングの文字を「ようこそ熊野町へ」の文字に取りかえられるようにすると、来町者の皆様が誰でも記念撮影できるので喜ばれるのではないかと思います。

デザインについては書道筆や化粧筆など熊野町独自のものとし、また、公募をすれば町民とともに町制100周年事業に取り組めるのではないのでしょうか。この点についてはいかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（堀野） デザインについて公募等をやって100周年をみんなで祝おうというか、そういうふうな啓発をしていったらどうかということがあると思いますけども、今、記念のロゴマークというのを、先ほど部長の答弁にもありましたけども、熊野高校と共同でつくっております。公募するとなりますと期間的な問題もありますし、審査等も必要になってまいります。そういうふうなこともありまして、今の記念ロゴマーク等をあしらったオリジナルの書式というものを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

〇議長（山吹） 沖田議員。

〇5番（沖田） ロゴマークをデザインにということだったんですけれども、当然、筆のデザインも考えていらっしゃいますよね。どうでしょうか。

〇議長（山吹） 堀野住民課長。

〇住民課長（堀野） ロゴマークを100周年の記念ということで目立つようにというふうなこともあるんですけども、あと筆であるとか、ふでりんであるとか、そういうふうなところも様式、書式の中に入れたいと。入ってからオリジナル性を出すというふうなことを考えたいと思います。

以上でございます。

〇議長（山吹） 沖田議員。

〇5番（沖田） 2016年度の地方創生大賞コト分野を受賞した東京都立川市のプレミアム婚姻届は、筆跡が台紙に複写され、提出後も思い出として保存でき、型抜きの写真を飾って楽しむこともできるそうです。熊野町においても受理証明を出しているとのことですので、工夫をされてはいいかかと思います。また、役所内で婚姻届とともに記念撮影をした写真を市内18の個人経営店で見せると特典が受けられるという仕掛けもあるそうです。

町民あつての熊野町です。町制施行100周年という郷土の記念日を町民とともに祝うために、さらなる調査、研究を要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、子育て世代包括支援センターについてなんですけれども、保健師が母子健康手帳交付時に全ての妊婦を対象に面接を行い、必要な保健指導や育児情報の提供を行うとともに、さまざまな悩み等に対する相談支援を行うとの御答弁でしたが、妊婦が体調不良のため妊婦の母親や夫にかわりて母子健康手帳を受け取りに行ってもらった場

合は、保健師との面接はどのようにして行われているのでしょうか。また、保健指導や育児情報の提供とは、保健事業計画表や子育てガイドブックをお渡ししていることと理解してよろしいでしょうか。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~ ○ ~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 体調不良で窓口で直接妊婦さんが来られないというような場合、旦那さん、お母さんが来られたときにその状況をお聞きして、保健師のほうで直接訪問に行くだとかというような対応をさせていただきたいと考えております。

必要な情報につきましては、保健事業計画、あと子育てガイドブック等をお配りするとともに、その方に合った必要な情報、サービスの情報ですね、そのようなことを窓口でお話、相談を受けたいと考えております。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~ ○ ~~~~~

○5番（沖田） ありがとうございます。

受付というか、子育て・健康推進課の窓口でこういったものを手渡しされるんだと思うんですけども、お渡しするだけなのか、中身を説明をされながらお渡しするのか、その点についてはいかがですか。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~ ○ ~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 面接に来られる保護者の方のニーズに合ったところを、全部が全部説明するわけじゃなくて、ニーズに合った必要なところを細かく説明したいと考えております。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~ ○ ~~~~~

○ 5 番（沖田） この熊野町子育てガイドブックなんですけれども、非常に細かく載っておりまして、私もこれは非常にお母さんたちにとっても便利なんじゃないのかなと思うんですけれども、この熊野町子ども・子育て支援事業計画において、平成 28 年度に熊野町子ども・子育てガイドブックを作成して配布するとありましたが、私の手元にあるものは平成 23 年 3 月発行となっており、平成 28 年度版はいただいていないのですが、作成されていないのでしょうか。

~~~~~ ○ ~~~~~

○ 議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~ ○ ~~~~~

○ 子育て・健康推進課長（隼田） 子育てガイドブックの作成、発行につきましては、先日、印刷があがりましたので、早速、相談窓口、町内各施設に配置しております。今後は妊娠届け出時に配布して、御活用いただきたいと考えております。また、ちょっとおくれたんですけれども、議員の方にも後ほどお配りいたしたいと考えております。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

○ 議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~ ○ ~~~~~

○ 5 番（沖田） 県の広島版ネウボラの方角性としては、出生数約 50 人に 1 人の母子保健や子育て支援等の専任相談員を配置するとありますが、熊野町においては平成 28 年度の出生数が 153 人と伺っていますので、3 人は配置しなければいけませんが、予算委員会において今までと同じ人員で対応すると御答弁がありましたが、3 人配置できているのでしょうか。

~~~~~ ○ ~~~~~

○ 議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~ ○ ~~~~~

○ 子育て・健康推進課長（隼田） 子育て・健康推進課において、母子保健担当ということで 3 名の保健師を充てるようにしております。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

○ 議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~。~~~~~

○ 5 番（沖田） 十分に対応できているということで安心いたしました。

国のほうでは産前産後サポート事業として、助産師等の専門家やシニア世代が話し相手となる相談支援により、妊産婦の孤立感の解消を図る取り組みを推進しておりますが、熊野町においてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~。~~~~~

○ 議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~。~~~~~

○ 子育て・健康推進課長（隼田） 子育て包括支援センターということで、切れ目のない支援ということで、専門職、保健師が最初面談のときから専門職が入り、必要に応じて、訪問であるとか電話であるとかということで支援をしていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~。~~~~~

○ 議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~。~~~~~

○ 5 番（沖田） この子育て世代包括支援センターの重要な目的なんですけれども、母親の孤立感を解消するためにいつでも相談できる窓口というものを重要に捉えております。そのために、広島県もフィンランドまで視察に行って、フィンランドでは30人に1人の保健師がついているとのことなんですけれども、広島県においては50人に1人ということで考えられているみたいです。本当に熊野町に生まれ育った方は地元で母親や親戚の方がたくさんいらっしゃるので相談するところもあるかと思いますが、熊野町に嫁いでこられた方にとっては、友人も知り合いも親戚もいらっしゃらない中で、孤立感を感じずに相談できる窓口というものは大変重要になってくると思いますので、その点、しっかり寄り添って相談支援をしていただきたいと思います。

次に、国の新規産後ケア事業として、産婦の心身の不調や産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、産後1カ月など、出産後間もない時期の産婦に対する母体の身体的機能の回復や、授乳状況及び精神状態の把握等を行う産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するとありますが、熊野町において取り組んでいただけないでしょうか。

~~~~~。~~~~~



~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~。~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 一応研修に参加していただくヘルパーさんについては、5名程度というようにお聞きしております。

以上です。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~。~~~~~

○5番（沖田） 体調が悪いときに家事援助をしていただけるということで、大変に喜んでいただける事業だと思いますので、さらに丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

子育ての知識不足や過剰の育児情報、乳幼児との触れ合い経験の乏しさ等、さまざまな要因により子育てに自信が持てず、家庭の中で子育ての不安を一人で抱え悩んでいる親がふえております。子育て不安等に陥らないよう、今後もより一層情報提供や相談機能を充実させるとともに、親同士が交流できる場を積極的に提供していただくよう要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、町内小・中学校の養護教諭出張時の対応についてなんですけれども、養護教諭不在の場合は管理職を初めとする教職員が対応するとの御答弁でしたが、軽度のけがや病気だけではなく、緊急時には適切な処置が求められ、専門の知識がないと対応できないこともあると伺っております。また、3月議会でも申し上げましたが、苦手意識から、和式トイレに行くことなどを我慢して排尿や排便をしてしまった児童の汚物処理などの対応も養護教諭に任されております。養護教諭不在の場合は担任の教員が対応しており、その間、授業がストップしてしまいます。教員の多忙が叫ばれている中、できることから少しずつ現場の教員の負担を軽くすることが必要なのではないのでしょうか。教育長のお考えをお伺いいたします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 林教育長。

~~~~~。~~~~~

○教育長（林） ただいまの議員の質問でございますが、確かに今世間でも言われております教員の多忙化の問題、非常にございます。そして、いろんな条件がございますので、

今後、いろいろと他の市町の状況を検討しながら、前に向かって検討していきたいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~ ○ ~~~~~

○5番（沖田） 保健室は、病気やけがをした児童・生徒だけが訪れる場所ではありません。保健室登校という言葉があるように、教室には行かれないけれども保健室であれば登校ができるという生徒もおります。また、親にも言えないようなさまざまな悩みを養護教諭には話ができるといったことで、子供たちにとっても大切な居場所の一つとなっております。

府中町においては、不在時だけではなく、健康診断のある1学期の繁忙期補助員としても雇用されているそうです。海田町や坂町でも臨時職員を町費で雇用しており、安芸郡では熊野町だけが雇用しておりませんが、町長はいかがお考えでしょうか。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~ ○ ~~~~~

○町長（三村） 今の状況を聞きました。ただ、いろいろ臨時職員の雇用の仕方、いろいろ形態がございます。まず、熊野町が取り組んでまいったのが、いわゆる基礎学力を上げるための臨時職員の雇用。これは我がまちが率先して、今はよそのまちもやっておりますが、まずよそがやっていないときに取り組んだのも事実でございます。

そういった観点から、この養護教諭、今安芸郡の4町をお聞きしました。検討を、状況を見ながら検討をさせていただきたい。ただ、やっぱり予算が伴いますので、全ての部門において全ての要求はこたえられない面がありますが、本当に検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~ ○ ~~~~~

○5番（沖田） 前向きな御答弁ありがとうございます。

三村町長は、昨年の所信表明におかれまして、子育て・教育の分野については選ばれる子育て環境の実現を目指しますと言われておりますので、今後も一層の努力をさせていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて、3番、立花議員の発言を許します。立花議員。

~~~~~。~~~~~

○3番（立花） おはようございます。3番の立花慶三でございます。

通告書に沿って質問させていただきます。

初めに、ドローンの活用についてということで、今や世界じゅうにおいて空の産業革命と言われております小型無人飛行機、通称ドローンは、中国地方におきましても関連するビジネスが急速に広がりつつあります。話題も沸騰し、ともに注目もされているところでございます。現在、近隣の自治体で取り組んでいるという情報は得ておりませんが、熊野町においてはどうか。

先般、安芸消防と広大病院による合同水難救助訓練が、筆工房前のため池にてドローンを使って行われた様子がテレビで放映をされておりました。今や事故や災害はもちろん、農業、建設、輸送などなど、あらゆる分野に目が向けられようとしています。現場に出向くことなく、いながらにして安全かつ迅速に情報の把握、管理、輸送などへの利用が可能となったのであります。今後、町としてどのように考えておられるのか、4点をお聞かせ願います。

- 1、災害発生時の状況把握と対策への活用。
- 2、自然災害における二次災害の防止への活用。
- 3、事故等における人命救助、緊急時のA E D搬送。
- 4、道路使用による危険防止対策としての講習について。

次に、有害獣のイノシシの駆除対策についてお伺いします。農作物被害対策として、3月定例会においても一部質問をいたしました。このたびはイノシシ被害における対策に絞って質問をさせていただきます。

5月の初めごろでしたか、ある人から、「川角の火の原交差点付近、朝の6時ごろ、大きなイノシシを見たんよ」という、「物すごかった」という、そういった話を聞きま

した。そして、そのイノシシは住宅地のほうへ去っていったそうです。私はそのときに、「ああいう町なかに出るん」と言ったんですけども、先日も、私も見た、私も見たという方がおられましたけども、出会った人がいなくて、人的な被害はなかったということですけども、「けがをしてからは遅いけえ、何とか対策してもらわんにゃいけんね」という会話もいたしました。

イノシシ対策につきましては、全国的に、あるいは熊野町においても過去に何度か検討してこられたことでしょう。その結果、対策として電気柵やワイヤーメッシュ、はこわななどによって一定の成果が上げられてきたものと思います。とはいえどのような対策を立ててもやられっ放しのお手上げ状態で、放棄地にせざるを得ないと。放棄地がふえればイノシシにとっての好条件となり、また数がふえるという悪循環。次第に町なかへあらわれるようになって残飯をあさる。いつかはけがでもする人が出るんじゃないかと多くの人は思っているところです。京都のあるホテルのロビーにイノシシが侵入して大暴れをして、足を負傷したというニュースはつい先日のことです。

そこで、イノシシ被害の実態について、どのように把握をされているのか。これまでの被害防止対策と成果について、そして今後の取り組み方針と目標についてを詳細にお答えをお願いいたします。よろしくお願いします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~。~~~~~

○町長（三村） 立花議員の二つの御質問、「ドローン活用について」と「イノシシなど有害獣の駆除対策」についての御質問にお答えいたします。

まず、最初のドローン活用につきましては、議員御指摘のとおり、道路が寸断するような災害が発生し、人が近づけない地域ができた場合など、その状況把握におきましては、小型無人機ドローンが、即時的に有効な手段であると認識しております。また、最近では、離島などの美しい景観をドローンで空撮し、その動画を公開することで観光客の増加につなげるなど、防災分野だけではなく、さまざまな分野でドローンの活用が期待されているところがございます。その一方で、ドローンによる事件・事故の発生等の課題もございますことから、現時点で、町が直接ドローンを配備する予定はありません。

しかしながら、自治体の中には、ドローンを所有する民間会社と災害に関する協定を締結し、緊急時にドローンを活用しようとしている自治体もあると聞いておりますので、

そういった自治体を参考にしながら、災害発生時の対応を検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、総務部長に答弁をさせます。

次に、2番目のイノシシなど有害獣の駆除対策についてでございますが、イノシシ等による農作物の被害拡大が、農家の皆様の耕作意欲の減退、あるいは遊休農地の増加につながることから、その対策強化が求められているものと認識しております。町といたしましては、現在の被害対策の効果等の分析を行い、より被害軽減に資する施策を研究してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部長（岩田） 立花議員の1番目の「ドローン活用について」の御質問に、詳細にお答えをいたします。

まず1点目、発災時の実態把握と対策への活用について、2点目の自然災害における二次災害の防止の御質問に関しましては、ともに災害対応等への活用に関する御質問でございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

ドローンの災害対応への活用につきましては、発災時における実態把握及びその二次災害防止等への対策検討において、近年、注目をされてきております。町といたしましても、有効な活用手段との認識を持ちつつ、機器の価格、性能等に係る商品開発の動向、それから事故の危険性、またドローンを所有する民間会社への委託方式等々につきまして、今後、調査を行ってまいります。

なお、先ほど御質問をいただきましたが、県内各市町の状況でございますが、災害対応の目的でドローンを配備している自治体は、現在のところございません。

続きまして、3点目、事故等による人命救助、緊急時のAED搬送についてでございます。

まず、町内で事故等の救急事態が発生した場合でございますが、安芸消防署救急隊の119番通報から平均現場到着時間が5.9分という状況でございますので、一般には町なかでのドローン使用には至らないかというふうに思われますが、トレイルなどの山中での事故や、大規模災害により交通遮断があった場合については、ドローンの活用は

有効手段の一つであると考えております。これにつきましても、今後、情報の収集に努めてまいります。

なお、A E Dに関しましては、広島市消防局の公表数値で、民間施設を含み、町内に25台が設置されております。A E D配置の推進につきまして、今後も市消防局と連携して進めてまいります。

4点目の、ドローン使用による危険防止対策としての講習につきましては、職員を対象としたり、防災業務に特化したものではございませんが、今年度、公民館講座の中で、マナーや操作方法の講習等が実施される予定となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） 立花議員の「イノシシなどの駆除対策」についての御質問に詳細にお答えします。

1点目のイノシシ被害の実態把握についてでございますが、毎年度、広島県を通じて国に報告しております、野生鳥獣による農作物の被害状況調査の過去3年間における熊野町の被害状況は、平成26年度が被害金額42万4,000円、被害面積53アール、平成27年度が19万9,000円、38アール、平成28年度11万4,000円、35アールとなっており、年々減少傾向となっております。しかしながら、全国の野生鳥獣による農作物被害状況の推移は、平成22年度に過去最高を記録した後、減少に転じてはいるものの高どまり状態にあります。

都道府県別で見ますと広島県の被害額は全国11位、特にイノシシによる被害は全国3位と、イノシシによる被害状況は全国的に見ても厳しい状況にあります。このような県内の状況を見ますと、広範囲を移動するイノシシの習性から、今後、本町においても被害が増加に転じる懸念は十分でございます。

続きまして、2点目のこれまでの被害対策と成果についてでございますが、熊野町では、平成2年度に熊野町有害獣防除用施設設置事業補助金交付要綱を制定し、農林産物に被害を与える有害獣の防除用施設として、電気柵、ワイヤーメッシュを設置する者に対し補助金を交付し、被害対策を図っているところでございます。また、熊野町有害鳥獣駆除対策協議会が所有する、はこわな、くくりわなを熊野町有害鳥獣駆除班に貸し出

し、班員の適正な管理のもと有害鳥獣を捕獲しており、銃器の狩猟免許所有者の班員による駆除も被害軽減につながっているものと考えております。

最後に、３点目の今後の取り組み方針と目標についてでございますが、これまでの農家個々への防除用施設設置補助やわなによる捕獲に加え、今後は、地域が組織ぐるみで対策を行い成功した先進的取り組み事例、これを調査・研究し、関係機関及び地域の皆さんと共有しながら被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~。~~~~~

○３番（立花） ドローンについてのことですが、今、湾岸トレイル構想ということで町のほうも推進しておられます。山歩きの方がふえてもらわないと困ると。ふえていただければ、やはりそれなりの事故もつきものかと思えます。

そういった中で、先ほどもＡＥＤのことについて質問させていただいたんですけども、これはちょっと別問題かも知れませんが、ＡＥＤを二十何カ所に、三十何カ所ですか、設置されていると。それは一つずつを保護管理しておられると思うんですけど、維持管理されていると思うんですけども、そうした保守の管理というものを一括して行って、ドローンを飛ばしてそれだけの費用を浮かしたらどうかという、そんな思いも考えられるんじゃないかと思えますし、最近ではドローンは雨天時は使用できないんじゃないかというようなことも思われておりますし、あるいは夜間は難しいんじゃないかと思われておりますけども、そういうものはもうどんどん解消されておりますので、そういった使い方のほうも多分できるんじゃないかと思えます。

今、まだ全然町のほうとしてはそういうことは使われてもおりませんから、空想のような感じになるかも知れませんが、先ほど筆のまち熊野をＰＲするということで、消防などの出初式にも使われるような、ＰＲするということを言われましたけども、ドローンを使って対処、そういったときの状況を空から映し出してということになれば、かなりインパクトがあるものになるんじゃないかと思えます。いろいろと活用方法はあると思いますが、そういった観点から、今から前広に取り組んでいただきたいと、そのように思っております。

一つ懸念いたしますのが、一般の人がどんどん遊びがてらというか、いろいろ興味本

位で使われることが多くなるんじゃないかと思いますけども、事故が大変懸念されておりますので、そういった面でも、先ほど講習会が行われるということを知らせていただいておりますので、できるだけ早目に先取りをして講習会などもしていただいて、町の中でドローンというものの認識を広めていただければいいんじゃないかと思いますが、そういうことについての答えをよろしくお願いします。

~~~~~

○議長（山吹） 西村総務部次長。

~~~~~

○総務部次長（西村） 立花議員さんの御質問でございます。ドローンにつきまして、答弁にございましたようにいろいろな使い方もございます。今後そういったことも含めまして、いろいろな使い道を検討させていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~

○3番（立花） 先ほども申しましたように、前広に取り組んでいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ドローンにつきましては以上で終わらせていただきまして、イノシシの被害ですけども、イノシシ被害の実態について先ほど御報告いただきました。26年度は被害が42万4,000円、27年は19万円、28年は11万と、だんだん下がっているような感じに受けます。被害面積にしてもだんだんと減少しております。

この29年度、前回も私もちょっと質問をしかけたんですけども、29年度は予算を、3年間で平均したものよりちょっと上乗せをするという、そんなことも聞かせていただいております。そういったときに、今の根拠がちょっとわかりにくいんですけども、大体イノシシが何匹いるかという個体数というのはなかなか把握しにくいということで、そういうはっきりした答えが出ないんだろうと思いますけども、全国的に見てどんどんふえていると、そういったこともありますので、高どまりをしている状態というか、そういったものについてもう少し、実際には熊野町はこうだろうというものがあったら教えてください。よろしくお願いします。

~~~~~


対策を立てるにしても、半減目標というのを立てられたように思いますけども、目標を立てるにすれば、やっぱりきちとした実態把握、そうしたものがあってこそ対策というものは成り立つんであって、それがなしで、まあ半減ぐらいにすりゃええだろうということではちょっとルーズな感じも受けないわけではないんで、そこらあたりのところをもう少し、この近くの町ともお互いに研究し合って、海田あたりはかなり対策費用も使っておられるように思います。捕獲頭数にしても、熊野町は前回聞かせていただきますと年間１２０頭ぐらいで推移しております。この２９年は１３０頭というような目標を立てられているんじゃないかと思えますけども。

海田町なんかは、捕獲計画が２６年度が２４０頭、２７年度が２４０頭、２８年度が２４０頭と、２９年度はわかりませんけども、これぐらい大きな差があるわけで、そうした捕獲をする計画、そこらあたりのことも、半減するんであればどのような状態になっているかというのをもう少し詳しくお聞かせいただければと思いますんで、よろしくお願いします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~。~~~~~

○都市整備課長（穂坂） 半減に向けてということでございますけども、広島県におきまして学術調査ということで、この２９年度からそういった推定頭数というものも調査をしていくという方針をお伺いしておりますので、その結果をまたもとに、熊野町におきましても、また海田町でありますとか、坂町でありますとか、近隣町とも連携を図りながらイノシシの被害防止に向けて取り組みを強化してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~。~~~~~

○３番（立花） 農作物の被害については、制度的な把握がなされていないという、確立ができてないということで、なかなか推定の数字しか出ないんだろーと思いますけども、被害調査というか、それを町として実際にどのようにされておるのか、しようと思われているのか。そこらあたりのことと、前回、お話を聞かせていただいたときに、新宮と

初神地区が断トツに多いという、そういった話も聞かせていただきましたが、そこらあたりの根拠というか、それもお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~。~~~~~

○都市整備課長（穂坂） まず、1点目の把握の調査の根拠ということだろうと思うんですけども、熊野町におきましては、農業共済組合の農作物共済のイノシシによります想定減収量にキロ当たりの収穫標準単価を乗じることによって算出をさせていただいております。この農業共済組合の加入というものが、25アール以上の田んぼを耕作する方は強制加入ということになっている以外は任意加入となっておりますので、全体の被害状況というものを完全に捕捉するということはちょっと難しい状況ということでございます。統計の経年変化を見るということで、同じ条件比較が求められることから、熊野町においてはこの方法により観察しているところでございます。

続きまして、捕獲の頭数の地区別ということだろうと思うんですけども、イノシシ以外の有害鳥獣捕獲数も含んだ資料とはなるんでございますけども、平成26年度から28年度までの3年間で捕獲されました405頭のうち、初神地区が64頭、新宮地区が143頭と、両地区合わせて207頭、約半分以上がこの初神、新宮地区に集中しているという結果が出ております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~。~~~~~

○3番（立花） 今、新宮と初神が半分以上というようなことが出ております。耕作地が多いというか、それと放棄地も多いだろうということで、大体は予想はつくんですけども、先ほども報告させていただきましたけども、町なかにも出てくると。私も熊野高校の前の広場で大きなのを見たことがあります。あれは大体昼間に出てくるのは普通だんですけども、やはりイノシシも恐ろしいんで、なるべくなら人目を避けて出てくるということで、暗いうちに出てくるんだろうと思いますけども。だんだんとイノシシが出没してくるというのは、海田町もそうですし、矢野のほうもそうですし、いろんな被害が出てきております。そういったものを広域連携の中などでお互いに情報を共有して、

それで対策を立てていくということも考えていただければと思います。

それから、先ほどの居住区に出てくるということですけども、坂町などでは出てきたときに情報を共有するということで、防災無線で放送するとか、そういうこともされているようです。大した数じゃないんかもわかりませんが、熊野におきまして、それなりに今からそういう事態が起きないとも限りませんので、そこらあたりのことはどのように考えておられるのかということをお聞きします。よろしくお願いします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~。~~~~~

○都市整備課長（穂坂） 本町におきまして、通学路でありますとか、住宅地で目撃情報が多数寄せられているところでございます。町といたしましては、そのような場合、熊野町の駆除班に御協力いただきまして、現場を確認して、その対策方法、わなの設置が可能であるかどうかということも調査をいたしましてするとともに、自治会でありますとか、学校、教育委員会を通じてということになるんですけども、そちらのほうへも情報提供を行いまして、注意喚起により被害防止を行っていきたいと考えております。

この目撃情報があれば、また町ホームページなどによる注意喚起も今後考えていきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~。~~~~~

○3番（立花） 今後のことかもわかりませんが、今の目撃情報もそうですが、狩猟情報というか、捕獲した状況、何月何日にどこで捕獲した、メスだろうか、オスだろうかわかりませんが、うり坊というか、子供であろうか、そういうことも含めて記録というか、そうしたものはつくっておられるのでしょうか。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~。~~~~~

○都市整備課長（穂坂） 捕獲された情報ということでございますけども、猟友会と申しますか、駆除班の方がおりとかわなで捕獲したものにつきましては、報告書という形で、

性別でありますとか、大人子供の別、捕獲した場所等を文書により報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~。~~~~~

○3番（立花） そうしたものを一つのデータをまとめて、それから対策を立てていくということが必要なんじゃないかと思います、傾向をつかみながらですね。そういったことは今からされるのであるか、あるいはそこは関係ないと思われるのかちょっとよくわかりませんが、そこらあたりはどうでしょうか。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~。~~~~~

○都市整備課長（穂坂） そのデータをまとめて傾向を見てみたらという御指摘でございますけども、町の職員のほうも研修のほうに行きまして、そういったデータの統計のとり方でありますとか、それに対する対応策でありますとか、そういったところをしっかりと専門家の方にも教えていただきまして、今後、そういったことを取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~。~~~~~

○3番（立花） いずれにしても農家というか、大きくつくっておられる人は大体熊野町の中でも中心部につくっておられるんで、余り被害はないかもわかりませんが、細々とした農家の人というのはどうしても山際へつくっておられる。そういったところで被害がたくさん出ておりますので、死活問題ということになるとちょっと大げさなようではありますけども、だんだんと意欲もなくしてしまうというようなことが考えられますんで、もっと重点的に取り組んでいただければと思います。

それと、イノシシを全部捕獲するということは保護法などがあったりしてできないんだらうと思いますけども、捕獲する期間、そうしたものについてもちょっとお聞かせい

ただきたいんですが、大体 11 月 15 日から 2 月の末までということになっているそうなんですけども、暖かい半年間というのは保護期間ということになっているようなんですけども、農家から見れば、有害獣を保護してどうなるんかというような思いもしないわけではありませんけども、生態系のことを考えて言うならば、イノシシも大事ですけども、私たち人間、農家のほうがどちらかというと絶滅危惧種になりかねないという、そんなような思いもしておりますんで、そこらあたりのことをしっかりと、熊野は熊野なりに、どうしてもイノシシを捕獲してもらわなければいけないというそうした観点から、狩猟する期間、そうしたもののことと、それを広げるということについて、どのようにお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（穂坂） 狩猟期間ということでございますけども、これは狩猟の免許を持たれている方が狩猟をできる期間ということで 11 月 15 日から広島県においては 2 月末日までということになっているんですけども、有害獣の駆除という観点でいきますと、駆除班の方に有害鳥獣の捕獲の許可というものを年間を通じて出ささせていただいておりますので、年間を通じての有害鳥獣の捕獲というものは推進を図っているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3 番（立花） 年間を通じて捕獲できるということで安心をいたしました。

それともう 1 点、捕獲した場合の報償金ということについて、熊野町は 1 匹 3,000 円ということを聞いているんですけども、江田島あたりは 4,000 円、あるいは東広島は 7,000 円というようなことを言われております。海田町は 3,000 円じゃないかと思いますが、やっぱり捕獲する人にとってもできるだけやりがいというか、そういったものは、捕獲すればそれなりのやりがいは皆さんから喜ばれるからあるんだろうと思いますけども、金銭的な面でやっぱり報償金の単価を少しでも上げていただければ、もっと意欲が湧いて捕獲していただけるんじゃないかと思いますが、そこらあたりのと

ころはどのように考えておられますでしょうか。

〇議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

〇都市整備課長（穂坂） 報償金の単価ということでございますけども、熊野町は3,000円ということでなっておりまして、近隣の町や市というところではらつきもあるようでございますが、そちらのほうにつきましても協議をいたしまして、できるだけ報償といたしますか、とっていただいた方への報償金という形で出していきたいと考えております。

以上でございます。

〇議長（山吹） 立花議員。

〇3番（立花） 報償金のほうも考えていただけるということで、あとは本当に被害が、被害というか、そういったことがなくなれば一番いいわけで、これからはいろいろと取り組みを深めていただきたいと思いますけども。

前回聞かせていただいたときに、防止策、侵入防止することにおいて、どうも皆さん知識のほうが少ないんじゃないかというようなことを言われております。そういったためのことについての講習とか、またいろんな広報というか、そういうことはお考えでしょうか。

〇議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

〇都市整備課長（穂坂） 被害の軽減に向けてどのように取り組んでいくのかということだろうと思うんですけども、まず被害の原因を突きとめて、その対策というものに取り組んでいかなければならないのではないかと思います。

鳥獣被害がふえるのは、無自覚のうちに例えばえづけなど、被害をふやすような状況が、地区で放置されていたりとか、人なれというものが助長されていることも原因の一つではないかというふうに考えられているようでございます。

対策を考えるに当たりましては、町の担当者も含めてなんでございますけども、イノ

シシの生態を正しく知ることによって正しい対策方法がとれるということから、地域の方でみんな勉強していただきまして、正しい知識を身につける必要があるのではないかと考えております。

その方法ということでございますけれども、鳥獣対策の専門家を講師といたしまして、当事者である地域の方でありますとか、町の担当者、農協等との関係機関も含めまして、地域で一緒に勉強会を開催することや、鳥獣対策に成功しました先進事例の視察など、地域で住民みずからが守れる農地づくりに取り組めるような支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） いずれにしてもイノシシ対策というか、イノシシ問題は農業問題でございますので、しっかりとそうした対策を立てていただいて、共存共栄は動物と人間だけじゃなくて、人間の中でもやっぱり西部、東部と、いろんな人が交わって住んでいるわけで、お互いがお互いによくなるように、相関関係がしっかりありますんで、コミュニケーションもそれによって図れてくると思いますんで、より住みよい地域を目指して取り組みを深めていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で立花議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

（休憩 10時59分）

（再開 11時15分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、民法議員の発言を許します。民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 皆さん、おはようございます。8番、民法でございます。

通告書に基づきまして、２点ほど御質問させていただきます。

まず、１点目は防犯カメラ設置についてでございます。県警のホームページを検索しますと、町内でも声かけ、つきまとい事件等が発生しているようでございます。町ではこうした状況をどの程度把握し、対策を講じているのか、お尋ねいたします。

これらの対策として、町内の通学路において、声かけ事案等の発生箇所等に防犯カメラを設置する時期が来ているのではないかと思います。早急に検討されてみてはどうでしょうか。また、海田町はここ数年、町内全域に防犯カメラの設置を進めております。広島市などでは、町内会が防犯カメラを設置する場合、補助金を出しているようでございます。こうしたことから、熊野町においても防犯灯のように自治会が主体となり設置する場合に補助金を出したらどうでしょうか。このあたりの考え方について答弁をお願いします。

次に、２点目、国民健康保険についてですが、国民健康保険制度改革によって平成３０年度から財政運営の主体が県へ移管されることについて、広島県の運営方針素案が大きく報道されていまして。今回公表された内容は素案であり、これから市町などの意見を聞き、年内に方針決定することですが、試算では２１市町で負担増となり、移管後の本町の保険料率は県内７番目の１５．１３％も増加するとなっています。

そこで、制度改革の主な改正内容、県試算による保険料率の増加により、１人当たりの保険税はどのくらいになるのか。また、この制度改革では保険税の賦課徴収など、これまでどおり町が行うこととされていますが、県と町の役割分担はどのようになっているのか伺いたいと思います。御答弁のほどよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 民法議員の二つの御質問、「防犯カメラの設置について」と「国民健康保険の運営について」の御質問にお答えいたします。

１番目の防犯カメラの設置につきましては、議員御指摘のように、本町におきましても声かけやつきまといといった事案が発生しており、こうした犯罪を抑えることができないものか憂慮しているところでございます。全国的にも、児童・生徒が事故や犯罪に巻き込まれる事案が報道される中、その犯人検挙などの解決に向けて、防犯カメラの映像が一定の効果を上げていることは承知しております。しかしながら、設置するに当た

りましては、管理や財政面などさまざまな課題がございますことから、慎重に検討をしたいと考えております。

続いて、2番目の国民健康保険の運営についてでございますが、平成30年度から国民健康保険の財政運営を県に移行し、町との共同運営体制とすることを柱とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が、平成27年5月に成立しております。この医療保険制度改革の柱ともいえる国保の広域化は、低所得者が多く加入し、医療費水準も高いなどの構造的な問題を抱える国民健康保険制度において、小規模な保険者ほど不安定になりがちな財政運営を、財政規模を大きくすることにより、安定的かつ効率的な事業運営の確保を目指したものでございます。世界に誇る日本の国民皆保険制度の中核となる国民健康保険制度を将来にわたり持続可能な制度として堅持していくため、国保の広域化は必要な改革の一つと認識しております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（光本） 民法議員の「防犯カメラの設置」及び「国民健康保険の運営」について、詳細にお答えいたします。

まず、1番目の防犯カメラの設置についてでございますが、町内における子供と女性に対する声かけ事案等の発生状況は、平成26年、13件、平成27年、27件、平成28年、22件でございます。発生時間帯では、県内全体の傾向でございますが、子供への事案は午前7時台と午後2時から4時ごろの登下校時間帯に、女性への事案につきましては、夕方から深夜にかけての時間帯に集中しております。このような事案に対しまして、本町では、警察によるパトロールや防犯ボランティアの方々の見守り活動に加え、町職員による公用車の青色パトロール巡回を行うなど、犯罪抑止に取り組んでおります。

こうした状況のもとで、防犯カメラの設置ということでございますが、町が直接設置する方法と、自治会等による設置に対して補助する方法の、二通りがあるかと思えます。いずれの方法につきましても、プライバシーの保護、管理運用面、設置や維持管理に要する費用面など多くの課題があることから、警察、関係機関等との協議を含め、慎

重な検討が必要と考えております。

次に、2番目の国民健康保険の運営についてでございますが、まず今回の制度改革の主な内容でございますが、平成30年度から県が財政運営の主体となるなど、運営のあり方の見直しと国の財政支援の拡充による財政基盤の強化を大きな柱として、将来にわたって持続可能な仕組みを構築することを目指すものでございます。

次に、1人当たりの平均保険料はどのくらいになるのかという御質問でございますが、今回、県が公表した移管後の運営方針素案では、本町の保険料は15.13%増加する試算が示されましたが、この試算には、平成30年度から拡充される国の交付金や激変緩和策などが加味されていないこと、また、本町におきましては今年度から保険税を改定しておりますので、報道にありましたような増加率にはならないものと考えておりまして、現段階では1人当たりの保険税の額は算定できない状況でございます。

今後、県の国保運営協議会の諮問・答申を経て、12月に運営方針の策定となる見込みとなっており、納付金及び標準保険料率の算定につきましては、11月に仮算定、1月に確定及び通知となる予定でございます。

次に、今回の制度改革による県と町との役割分担につきましては、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、運営方針の策定、市町ごとの納付金額の決定及び標準保険料率の提示などを行うこととなっております。一方、町はこれまでと同様に資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 詳細に答弁いただきまして、ほんとありがとうございます。

前回の議会のときに通学路の問題で防犯カメラというのを言いましたけど、なかなか難しい面もよく存じております。プライバシーの問題とか、監視されているというような声も聞きますが、つい先日ですか、他の県において、児童が通学中に連れ去られ殺害されるという痛ましい事件が発生いたしました。その逮捕の決め手となったのも、この防犯カメラに映った映像からであったということが報道されております。このような状

況から、防犯カメラが犯罪の抑止力につながるものと思いますが、この辺はどのように  
お考えか、お聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堂森生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（堂森） 防犯カメラの犯罪抑止になるのではないかとということでござい  
ますけども、議員御指摘にございましたとおり、多くの事件、事故の解決に当たりまし  
て、防犯カメラの映像が決め手となったという報道は、我々もよく目にする機会がござ  
います。こういったことで、防犯カメラの設置につきましては、人物の特定につながる  
ということから、犯罪の抑止につながるという見方があります。その一方で、万引き対  
策など、商業施設内に設置されたものを除いて、明らかな有用性が見出せないといった  
指摘もございます。非常に難しい問題であると考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ありがとうございます。

先ほど青色パトロールということが出てまいりましたが、犯罪の抑止力という関連で  
いいますと、町でも公用車で青色のパトロールを運行されているようでございますが、  
運行の状況と効果についてはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堂森生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（堂森） 青色パトロール車の運行の状況と効果ということでございま  
すけども、青色回転灯パトロールにつきましては、職員の中で県警の指定する講習を修了  
した者が、公用車で町内に出向く際、点灯させるものでございます。児童の下校の際、  
町内各所の見守り隊による活動にあわせまして通学路周辺を巡回することによって、児  
童・生徒、また保護者にとっても安心感は与えているものではないかと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

○8番（民法） 先ほど見守り隊ということは挙げられましたが、町内の子供の見守りパトロール隊の活動状況はいかななものか。グループの数、人数、活動日数などを教えていただきたいと思います。

○議長（山吹） 堂森生活環境課長。

○生活環境課長（堂森） 町内の見守り活動ボランティアの活動状況ということでございますけども、ことしの5月現在、6団体、162名の登録がされてございます。各団体が交代で行いますので、いずれかの団体が週に1回、各学校の小学校1年生の下校時間に合わせまして、校門から主立った通学路の途中での見守り活動や、児童と一緒に歩き事件・事故の未然防止に努められております。こういった活動が定着していますことは非常にありがたいことだと我々も感じておるところでございます。町といたしましても、防犯ベストや帽子等の貸与、団体におきましては保険の加入など側面支援をしており、今後も継続して支援をしてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（山吹） 民法議員。

○8番（民法） これからもボランティア活動が継続していくように支援をしていただきたいと思います。

最後に、学校での防犯教室といったような取り組みはどのように実施されているのか。例えばというか、第二小学校では今集団登校、もう昔からみたいなんですけど、集団で登下校するような決まりというか、されているようでございますが、第一小学校、第三、第四についてはそういった集団登校があるのかどうか。学校での防犯教室の取り組みを実施されているのであれば、その内容について教えていただきたいと思います。

○議長（山吹） 横山教育部次長。

○教育部次長（横山）　まず、学校での防犯教室につきましてですが、毎年、各小・中学校が海田警察署から講師としてお迎えいたしまして、全校生徒を対象に防犯教室が行われております。

まず、小学校のほうでは、防犯標語ともなっております「いかのおすし」。この「いかのおすし」と申しますのは、犯罪に巻き込まれないための行動をわかりやすく示したものでございますが、こういった「いかのおすし」について学んだり、また中学校におきましては、万引き防止でありますとか、あるいは連れ去り、またスマートフォンによる犯罪に巻き込まれないためにといったような内容の研修を行っているところでございます。また、不審者対応につきましても、教職員を対象に研修等が設けられております。

集団登校でございますが、今、町内では第二小学校のみが集団登校を行っております。第二小学校につきましては、少人数であるということと、県道のほうに一度皆児童が集まって登校するということで、集団登校が可能であるというふうに聞いております。そのほかの第一小学校、あるいは三小、四小につきましては、児童の数が大変多いということもあります。そういうことになりますと、朝、集合する場所等の確保も必要になってきたり、方向的にはいろんな方向から児童が集まってくるということで、集団登校については難しいということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹）　民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法）　ありがとうございます。

今お聞きした中で、いろいろな視点からの取り組みや支援をいただいていることはよくわかりました。

第二小学校の場合は集団登校、一、三、四の場合はないということですが、1人でよく犯罪に巻き込まれるいうか、いろいろあるのは、やはり1人が行動するというのが一番危険ではなからうかと思えますんで、その点、また1人では登下校しないよということは強く言っていただきたいと思えます。

今後も安全安心のまちづくりを家庭と学校、地域が一体となって子供の見守り活動をさらに充実していただきたいと思えます。町内では実際に、最初に述べたような重大事案は発生していないようでございますが、いつ重大事件が発生するかもわかりません。

子供たちは、我が町にとってはほんと大きな大切な宝物でございます。今後、重大事件が発生しないうちに、通学路における不審者出没箇所等に早急に防犯カメラの設置の検討を加えていただきますようお願いいたします。

次に、国民健康保険について伺いたいと思います。

このたびの国民健康保険制度改革において、県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことになると答弁いただきましたが、県が運営することによって町にはどのようなメリットがあるのか、お聞きしたいと思います。

~~~~~  
○議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~  
○住民課長（堀野） このたびの制度改革において、町のほうのメリットは何かというふうな御質問ですけども、県のほうが財政運営の責任主体となるということになりまして、保険給付に必要な費用、主に医療費ですけども、それが全額県のほうから交付されることとなります。そのことによりまして、町のほうが急な多額の医療費が発生しても赤字の心配はなくなるというふうなことがございます。また、広島県の国民健康保険団体連合会等と連携をしまして、共同で事業運営に取り組むこと等もありますので、町が担う事業の共同処理や効率化などにつきまして、一層推進されると思います。

それとあわせて、県の今度保険証というふうな形になります。町が今まで保険証をつくっておりますけども、今度県の名前になりますので、そのことによって県内統一の保険証ということで、印刷、これ余り大きな額ではないかもわかりませんが、印刷単価が数が多いことによって削減できるといったようなところから、その辺のコスト削減が期待できるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~  
○8番（民法） わかりました。

次に、本町の国民健康保険税の算定について、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式となっていますが、この算定方法には変わりはないですか。

~~~~~



ように考えておられますか。

〇議長（山吹） 堀野住民課長。

〇住民課長（堀野） 医療費の削減に向けましては、昨年度、本町におきましてデータヘルス計画を策定いたしました。それに基づきまして、特定保健指導、これまでもやっておりますけども、特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業、それからジェネリック医薬品差額通知事業など、レセプト情報を活用して、これまではレセプト情報を活用するというふうな取り組みはなかったんですけども、新たにレセプト情報を活用して生活習慣の改善を行うとともに、より予防効果が大きく期待できるものを明確にして、優先順位をつけた上で事業のほうを、保健事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長（山吹） 民法議員。

〇8番（民法） ありがとうございました。

国民健康保険制度については、県が財政運営の責任主体となり、効率的な運営を行うことにより、制度が安定することを期待いたします。また、町におかれましては医療費の削減に向けてデータヘルス計画に基づく各種予防事業や健康増進事業を推進し、保険税の増加を少しでも抑えられるように努力していただきたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〇議長（山吹） 以上で民法議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

（休憩 11時41分）

（再開 13時30分）

〇議長（山吹） 休憩前、午前中に引き続き、一般質問を行います。

1番、尺田議員の発言を許します。尺田議員。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

○ 1 番（尺田） 皆さん、こんにちは。1 番、尺田でございます。

本日は非行・犯罪防止等の子供の見守りにかかわる広域連携についてお伺いいたします。

昨今、インターネットの加速度的な普及、家庭環境の変化等により、多様化する少年期までの非行、学校問題、友人問題、家庭問題等の現状と推移、近隣市町、少年サポートセンターひろしま等の関係機関との連携状況と今後の子供の見守りに対する対応について、詳細な答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

○ 議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

○ 町長（三村） 尺田議員の「非行・犯罪防止等の子供の見守りに係る広域連携について」の御質問につきましては、教育部長に答弁をさせます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

○ 議長（山吹） 民法教育部長。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

○ 教育部長（民法） 尺田議員の「非行・犯罪防止等の子供の見守りに係る広域連携について」の御質問にお答えいたします。

本町においても、小学校高学年から高校生にかけての時期は、インターネットをはじめスマートフォンなどの普及により、SNS やツイッターなどによるいじめ等、新たな犯罪が発生しています。また、家庭環境においては、ネグレクトやDV といったさまざまな問題も発生しており、非行、虐待等につながるケースもあるようでございます。

こうした中、平成 27 年 4 月に広島市教育委員会と広島県警が連携した「少年サポートセンターひろしま」が設立され、相談から立ち直りまで一貫した支援を行っているところでございます。児童・生徒の非行防止やいじめ・虐待等の解決には、家庭・学校・地域、さらに警察等の関係機関の密なる連携が重要であると思います。

現在のところ、本町では、こうした分野において広域連携を行っておりませんが、今後も児童・生徒の見守りについて関係各機関との連携強化、情報共有を図っていく上で、広域連携できる分野があれば検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~。~~~~~

○1番（尺田） 一言に少年期までの子供の見守りと言いましても、非行・いじめなどの学校問題、虐待等幅広い問題でございますので、個々のケースについてはざっくりと伺いたいと思います。

非行やいじめ、少年期までの子供が犯罪にかかわったり、逆に犯罪に巻き込まれた件数、虐待等の相談件数なり、細かな数字はよろしゅうございますので、子供にかかわる問題はどのように推移しているのか、伺いたいと思います。内容としては、減少傾向であるとか、増加傾向であるとか、その程度でよろしいので、お願いします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~。~~~~~

○教育部次長（横山） 私のほうからは、ではいじめに関する傾向ということで答弁をさせていただきますと思います。

まず、数値でございますが、今、平成23年度からの数値を持っておりますので、10年というわけにいきませんが、こちらの数値でお答えをさせていただければと思います。

まず、小学校におけるいじめの状況を見てみますと、年間に大体2件から8件ということで増減を繰り返しております。小さな増減を繰り返しておりますが、ほぼ横ばいといったような状態でございます。また、中学校のほうを見てみますと、大体1件から7件の間で増減をしているようでございます。こちらも小学校同様に大きな増減ということではなく、ほぼ横ばい状態といえるんじゃないかというふうに思います。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~。~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 虐待の件数の推移ということでございますが、虐待対応、虐待に関する相談件数でございますが、過去5年間、大体年間40件程度で推移をしておるといような状況です。

以上です。

〇議長（山吹） 尺田議員。

〇1番（尺田） 先ほどの虐待の推移のところでございますが、こちらは減少傾向にあるのか、横ばいなのかどうなのかということをお願いします。あわせて、先ほど犯罪の件数なりお伺いしたと思うんですが、わからなければまたお伺いしますので、よろしくお願いします。

〇議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

〇子育て・健康推進課長（隼田） 過去5年間の相談件数でございますが、平成24年、52件、25年、41件、26年、40件、27年、40件と、大体40件で増減はないというような状況です。

以上です。

〇議長（山吹） 尺田議員。

〇1番（尺田） それでは、本町の青少年健全育成として町はどのような取り組みをしているのか、事業としてはどのような事業をしているのか伺いたと思います。また、それらの事業によりどれだけの効果があったのか、実績なども含めてお答え願いたいと思います。

〇議長（山吹） 藤川生涯学習課長。

〇生涯学習課長（藤川） 熊野町には青少年育成熊野町民会議という団体があり、構成員には町内全域で活動する団体のほか、町内の学校長、生徒指導の先生、PTA会長等が会員となっており、毎年、指導者の講演会として青少年育成県民会議のほうから講師を派遣していただき、講演会を開催しております。

また、毎年、団地地区で開催されておりますサマーナイトにおきまして、小学校から

高校までのPTAの方々に、時間帯を変えて祭り会場の見守り、声かけ等を行っていただいております。また、昨年度はPTAの講演会といたしまして、スマートフォン、携帯電話の安全教室ということで、KDDIからの講師をお招きし、100名以上のPTAの保護者の方に聞いていただいております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~。~~~~~

○1番（尺田） 近年、スマートフォン等によるインターネットにかかわる犯罪なり、そういったものに巻き込まれたりということで話題にはなっておりますが、小・中学生のスマートフォンの所持率なり、わかればお願いしたいと思います。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~。~~~~~

○教育部次長（横山） 小学校6年生と中学校3年生の所持率を調べておりますので、こちらのほうをお答えさせていただきます。

まず、小学校6年生でございますが55.3%、中学校3年生で約73%となっております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~。~~~~~

○1番（尺田） 私の少年期については、インターネットというものが今ほど普及もしてなく、私のコミュニティーというものについては、地域的には熊野町に限定されておりました、関係する人の年齢というものは同級生なり、学校の先輩、後輩というようなものが主で、ごくごく小さなものでございました。しかし、現在は老若男女問わず、スマートフォンなどのインターネット端末を通じ、個人のコミュニティーは地域的にも年齢的にもかかわれる幅が大きくなっております。

極端な話をいえば、熊野町の女子中学生が他府県や近隣市町の成人男性と簡単にコミュニケーションをとれる時代となっております。最近のそういったものの犯罪で記憶

に新しいものといえば、灰ヶ峰の女子高生の殺人事件など、そういったものがあつたのではなかろうかと思いますが、そういった中で子供の見守りという観点で考えたときに、現状の非行、いじめ、防犯なり、時代と町民のニーズに合った対応が現在とれておるのか、その点についてお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 現在、町内で行ってます子供の見守り、午前中にもちょっとお話に出てたと思うんですけども、小学校が、子供たちが帰るときにはいろいろな見守り活動をしているのが実態でございます。中学生、夜遅く、今ですと7時ぐらいに帰りますけども、そういった時の見守りというのは実際には行っておりません。ただ、学校のほうではやはり子供たちを集めてのやはりそういう、気をつけるようにとか、そういった防犯教室を行ったりとか、保護者のほうにもそういった子供たちのスマホ、そういったものから犯罪にならないような研修なども行っております。そういったところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 済みません、質問した内容なんですけど、時代と町民のニーズに合った対応というものが現在とれているのか、担当としての感想なりを述べていただけたらと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 今、そのまま引き続きやってる、先ほど言いましたことですね、住民のニーズに私は合っておるからやっておると思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 1 番（尺田） それでは、ちょっと話題をかえまして、少年サポートセンターひろしまについてお伺いしたいと思います。

先ほど民法部長からの当初の答弁にもございましたように、広島市では、警察と市の教育委員会が連携をしており少年サポートセンターという組織がございます。そのかわりについてお伺いと思いますが、非行防止には広島市の少年サポートセンターとの連携が必要だと考えております。現在、広島市との間で連携中枢都市圏にかかわる連携協定を締結しておりますが、少年サポートセンターにおける取り組みと連携協約についての関係をお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條企画担当部長。

~~~~~○~~~~~

○企画担当部長（宗條） まず、連携中枢都市圏について改めて御説明をさせていただきます。現在、山口県の一部の自治体を含みます 24 の市町で構成する広島広域都市圏という圏域を連携中枢都市圏といたしまして、広島市と各市町が協定を締結して、相互に連携して圏域全体の成長でありますとか、都市機能の強化を図るといったことのほか、医療体制の構築でありますとか、保育サービスの広域利用、あるいは観光推進やバス路線の維持対策、そういった生活関連機能サービスの向上に努めているというところでございます。具体的な取り組みにつきましては、圏域全体の市町で取り組むもののほかに、地域の需要、あるいは実情等に応じて、広島市と連携実施を希望する市町とで進めるものがございます。本町におきましては、37 の関連事業中 28 の事業に現在広域的な連携の中で取り組んでいるところでございます。

少年サポートセンターでございますが、県内の東部と西部のそれぞれのエリアにおきまして、非行防止でありますとか、立ち直り支援などのサポート体制を構築するということで、県警と広島市、あるいは県警と福山市が連携して設置されているものでございます。

このセンターは県警の組織体制にも位置づけられた広域的なサービス機能であるということから、連携中枢都市圏に係る連携協約でありますとか、それに基づく具体的な取り組みには、現在のところは含まれていないという状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~


歩調を合わせ啓発活動を行うなどの広域的な取り組みの推進も必要ではなかろうかとは考えておりますが、いかがでしょうか。たちまちそれをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） なかなかインターネット問題という形の中で難しい問題だと思っております。また、事案によっては警察からの情報提供がなされる場合もあると思いますが、インターネット犯罪などが多発する中、児童・生徒が巻き込まれない予防的な措置は、町といたしましても必要性を感じております。関係機関が連携した十分な対応ができているとは現時点では思っておりません。したがって、こうした取り組みを連携して行う広域的な枠組みの必要性について、今後、機会を捉えて関係機関や団体等へ投げかけていきたいと考えております。連携中枢都市圏に係る連携協約によるものかといった、いわば技術的な問題については、今後さらに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 前向きな御意見、ありがとうございます。

あわせて最後に町長に聞いたらいいのかな。お伺いしたいんですけども、今現在、こういった子供の見守りについての内容で、広島市の連携中枢都市圏にかかわる協定でこういったものが含まれていないわけですが、こういったものを含めてもらえるように、新たなメニューをつくってもらうような働きかけというか、そういったものを議題として提供していただけないものかと思っておりますので、そのあたりはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今、副町長が答えたことがほとんどなんですが、現在のところこれは入っておりません。ただ、これは少年サポートセンターひろしまということで、広島市教育委員会と県が合同でやっている面があります。恐らくこれはいわゆる触法行為、非行行為の中でも非常に犯罪性の高いもの、こういったものを恐らく中心にサポートしてい

くんだろうと考えております。件数的には広島市、御存じのように人口でいえばもう120万人、4割超えているわけでありまして、非常に目の届かない部分があるので、県警と広島市が立ち上げたんだろうと思っております。

直接には県警も絡んできますし、ほかの広島市が持っている固有の事務ならば、連携も非常に可能なんです。今回、この4月から立ち上げております安芸区民センターでやっている補習事業、困窮家庭のですね。こういったものは広島市の判断で、市長がやれという判断を下せば区長を通じてできるわけですが、これは県警が絡んでまいります。ちょっとそういったことも踏まえて、可能かどうか検討させてもらいたいと思います。

連携中枢の連携以外でも個別に参加させてもらうことは可能かどうか。負担金の問題も生じてきます、運営費がかかるわけですから。こういったこともちょっと検討させてもらいたいと思います。歯切れの悪い答弁ですが、よろしく。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 済みません。町長、ありがとうございます。

少年サポートセンターひろしまにつきましては、こういった警察が主体で行っているものは全国的にあるようでございますが、この少年サポートセンターひろしまについては、全国で初めて自治体が主体で行っておる団体ということで、そういった連携協定なりについては、市のほうに、自治体のほうに主導権があるのではなかろうかというふうに捉えております。その点も踏まえて、今後、前向きに検討していただけたらと思います。

最後に1点、質問し忘れてた事項がございましたので、これだけ聞いて終わりたいと思いますが、少年サポートセンターひろしまについては熊野町民も含めた対応なり、相談を受け付けておるということでございますが、逆に熊野町が広島市民のそういった対応なり、相談なりの受付というのは可能なかどうか。片や、広島市のほうは受け付けておるのに、熊野町のほうは受け付けてくれんというのはちょっとどうなのかなというふうに思っておりますので、その点を最後お伺いして終わりたいと思っております。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 内田副町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○副町長（内田） ちょっと難しい問題を提起いただきました。はっきり申しまして、今現在、広島市のほうの事案について、熊野町のほうに照会という形の中ではちょっと各部署を通じてそれを確認してみないとわかりません。私、以前に福祉部門にありまして、そういった形の中で他町村のこういう事案が熊野町にという、熊野町がかかわりがあれば照会等はいただいたことはございますが、それは熊野町の中でどういう形があったかなということで、ただ全く違う形、今回の先ほど町長が申しましたように、県警と広島市が大きな組織の中で熊野町の事案についても聞いてあげますよという形でやってきたことだと思うんですけど、そういった形のものは今のところちょっと町の中にはございませんので、ちょっと実際にそういう形のほうが各部署に問い合わせがあったかどうかいうのを、今からちょっと調査をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山吹） 尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○1番（尺田） わかりました。前向きにまた検討していただきまして、また内容等を、後日でも構いませんので聞かせていただきたいと思います。

以上で終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山吹） 以上で尺田議員の質問を終わります。

続いて、10番、大瀬戸議員の発言を許します。大瀬戸議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（大瀬戸） 10番、大瀬戸でございます。

本日、二つの質問をさせていただきます。

まず、保育所の利用者の現状について質問いたします。

少子化の波は熊野町においても急速に勢いを増してきました。今後、何かにつけ子供たちの動向は町政に大きな影響を及ぼすことになります。子供たちを取り巻く環境を少しでも充実させようと、町当局も日々努力をしていることと思います。安心してこの熊野町で子育てをしてもらうために、国からの制度の流れだけでなく、町独自のケアの仕

方など、課題もまだまだたくさんあることと認識しております。また、同時に、町ぐるみで子供を育てるという意識は、今後さらに重要な視点になると感じております。

熊野町では、保育行政に関してはこれまで大きな問題点もなく、待機児童もない状況で踏ん張ってきたところですが、町民の保育のニーズは年々変わりつつあり、ふえる傾向にあると聞きます。まず、現状の利用者の推移はどのように変化してきているか。また、近い将来の状況を推測した準備はできているか、お尋ねいたします。

次に、光熱水費に関して質問します。近年のＩＴ化もあって、行政運営をする上で電気や水道を以前にも増して消費する時代となってきています。夏の気温も以前より上昇し、３５度超えはざらになってきました。また、公共施設の老朽化で、空調や下水の効率も悪くなりつつあります。必然に電気や水道の使用料は増加し、一般会計総額が一定であっても、光熱水費はふえる一方となります。一般会計との比率は１％程度とはいえ、無視できない経費でございます。

予算ベースで見えますと、２７年度をピークに若干の減少傾向が見られます。これらの中身を確認しながらも削減の努力はさらに必要であろうと思います。このことについてどのように考えているか、質問します。また、今後の目標や対応策についてお聞きいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 大瀬戸議員の二つの御質問のうち、１番目の「保育所の利用者数の現状は」についての御質問は私からお答えし、２番目の「町内各施設の光熱水費抑制の取り組み」についての御質問は、総務部長に答弁をさせます。

少子化が進む一方で、女性の社会進出の増加、雇用形態の変化による共働き家族の増加、核家族化、ひとり親世帯の増加などに伴い、保育ニーズは年々高まっております。本町におきましても保育所の利用者数は微増傾向にあり、わずかではありますが、定員を超える状況となっております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~。~~~~~

○民生部長（光本） 大瀬戸議員の１番目の「保育所の利用者数の現状は」についての御質問に、詳細にお答えいたします。

現在、町内には公立１園、私立３園の合わせて四つの保育所において、合計４５０人の認可定員で保育事業を実施しております。近年の利用状況を見ますと、平成２６年度末には４５３人、平成２７年度末には４５８人、平成２８年度末には４６４人の児童が利用しており、認可定員を超える状況で、微増傾向となっております。

定員を超える児童の入所につきましては、受け入れる児童数に対応した施設面積、保育士の人数の確保等の条件をクリアすれば可能であるため、園と協議を行いながら、受け入れを行っているところでございます。

保育ニーズを推測した準備につきましては、平成２７年度から３１年度までの５年間の計画期間とする「熊野町子ども・子育て支援事業計画」において保育ニーズを把握し、利用者の推計を行っております。入所者数では実績値が計画値を上回る状況でございますが、保育園にも御協力をいただき、これまで待機児童数はゼロとなっております。今後も保育ニーズの動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~。~~~~~

○総務部長（岩田） 大瀬戸議員の２番目の「町内各施設の光熱水費抑制の取り組みは」の御質問について、お答えをいたします。

町内の各公共施設の当初予算ベースにおける光熱水費に関しましては、議員御指摘のとおり、平成２８年度と２９年度におきまして、それぞれ前年度より若干のマイナス予算となっております。これは、光熱水費の年間の使用料を見込むことが困難であることから、前年度実績に基づき予算計上をしておるためでございます。２７年度と２８年度の決算見込みが、それぞれ前年度決算額を下回ったことによるものでございます。

明確な分析はできませんが、光熱水費の構成は、２８年度決算見込みで、電気料金約７６％、上下水道使用料金約２０％、ガス使用料金は約４％となっております。平成２７年度に町民会館で太陽光発電設備を整備したことと、熊野中学校グラウンドのナイター照明利用を取りやめたことなどから、光熱水費の大半を占める電気料金の減少が影響

したものと考えております。

御承知のとおり、本町では、第5次熊野町行政改革大綱実施計画におきまして、庁舎等の節電による電気料の削減を掲げております。具体的には、クールビズ・ウォームビズ導入による冷暖房温度の設定や、昼休みの小まめな消灯の徹底、電力デマンド管理などを実施中でございます。

光熱水費の削減効果はすぐにはあらわれにくいところでございますが、町としましては、各施設におけるこうした取り組みを継続することとし、また今後におきましては、LED化や新電力に関する調査・研究、施設改修・設備更新時における多様な熱源の比較検討の取り組みを続けながら、引き続き、経費節減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） ありがとうございます。

まず、保育所に関しまして質問させていただきますが、先ほどそれぞれの年度末の実数を教えていただきました。年度初めとそれから年度途中、そして年度末で随分数が変わるというふうに聞いております。現実には、まず聞きたいのはピーク時、最もピークの、例えば去年、28年度の中でピーク時というのは、これは年度末の数字と見ていいのかどうか、そのところをお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 年度当初、年齢に達してなく、入所要件にないというような状況で少のうございます。年度途中から、例えば保護者の方が職場復帰されとか、育休復帰されとかいうことで、年度間で徐々にふえてきて、年度末でマックスのような状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

事業をされておると。そこら辺で保育士の確保等が可能になっているのだろうというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） 恐らく保育園側から報告として困ってますというような話はないのかもしれませんが。ただ、やはり定員を1割以上超えている状態というのは、これは見過ごせないのかなと思っています。やはり町としては、どうですかと、無理ないですかと、大丈夫ですかというようなことで、厚くこれ相談にして、一緒になって当たっていかないと、結果的に子供たちに不利益が起きる可能性が出てきはしないかというふうに心配しているところであります。そのあたりがもし、そうでもないよと、うまく行ってるよということであればいいんですが、その辺を伺いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 保育所利用の利用調整で、保育所入所の申し込みがあった時点におきまして、第1希望、第2希望、第3希望と出していただいております。くまの・みらい保育園さんをお願いするよというときには、必ず保育の質の問題ですね、定員がかなりオーバーしていますので、保育の質はどうだろうかということで、その都度協議をさせていただいて、受け入れがオーケーであるというふうに御回答をいただいた時点で、利用調整のほうをさせていただいているような状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） わかりました。

今の段階でそういったようなことで何とか、皆さんの努力で何とかなっているというふうに捉えておきます。

問題は今後なんですけれども、このまま少子化は進むんです。進むから子供たちは減

っていくでしょうが、先ほどの話のように、生活パターンとかが変わったり、いろいろ環境が変わることで、結果的に保育ニーズというのはふえる可能性があるんじゃないかというふうに思っておりますけど、そのあたりの見積もりといいましょうか、これから保育ニーズというのはふえるのか、横ばいなのか。近い将来、５年ぐらい先の見積もりというのをどのように町としては見ているのかというところを聞きます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~。~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 先ほど答弁の中にもございました、平成２７年度から３１年度までの計画ということで、子ども・子育て事業支援計画がございます。若干、計画よりは数値が、保育ニーズが伸びておるといような状況です。

今後、３１年度までの計画となっておりますので、３２年度からの計画については３１年度に保育ニーズの調査をしまして、また新たな計画を立て、保育ニーズに合った子育て支援策を検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~。~~~~~

○１０番（大瀬戸） わかりました。ということは３１年まで様子を見て、３２年度からのことの計画については、それをベースにして見直す可能性もあるというふうにとったらいいいんでしょうか。定数の見直しも含めて、その可能性があるというふうに出ていいんでしょうか。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~。~~~~~

○民生部長（光本） 今、課長が申しあげましたように、計画自体は３１年度までの５年間の計画でございます。次期計画については、次の計画については３０年度に現状を踏まえて、ニーズ等を踏まえて、当然、これ国のほうの施策も押さえないといけませんので、国のほうのいろんな制度改革等も含めて、次期５年の計画を立てる予定でございます。

ただ、今期におきまして、実はこの4月にオープンいたしました、新たに整備をいたしました保育所ひかり学園でございますが、こちらのほうを建てるに当たって、特に今のニーズがふえておるゼロ歳から2歳までの施設面積を、園のほうに特にお願いをして、広目の整備のほうを設計等もいただくようお願いして、協力もいただいております。ようなことで、これは保育士の確保も大前提になるんですけども、そういった面ではやはり今期を踏まえまして、そういったニーズの増に対応できるような御協力のお願いを園のほうにしているような状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） わかりました。

今後、30年度ということですから来年度ということなんでしょうけれど、フレキシブルに対応していくということだと理解いたします。

法定の定数というのは当たり前に守るところではありますが、町独自の、我が町ならではの定数の決め方、あるいは保育行政のあり方というのはあると思いますので、そのあたりも十分考慮してから、また次の計画を立てていただければと思います。

また、さらに人材育成という意味でも、先ほど保育士のなり手が少ないというふうによく聞きますので、そのあたりも、町のする仕事ではないかもしれませんが、強力に側面から手助けをできるような体制ができれば、保育体制としていいんじゃないかと思います。人材育成の面も含めて、町も関与していければというふうに思っております。

また、幼稚園が三つあります。この四つの保育園と三つの幼稚園が一体的に、子育てという意味では一緒でございますので、一体的な保育行政というのを求めたいと思います。

特に、随分以前とは変わって、聖徳幼稚園あたりは認定こども園のようになるというふうに聞いておりますので、もうなっているのかな。そういうことですから、随分昔とは変わってはきましたが、まだやっぱりそうはいってもいろいろなハードルがあるように思います。このあたりにつきまして、質問いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~。~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 幼保一体的なということでございます。幼稚園３園につきまして、聖徳幼稚園、第二聖徳幼稚園は、施設給付型という新制度にのって給付のほうをさせていただいております。今、第二聖徳幼稚園のほうで認定こども園というようなお話もお聞きしております。できるだけ保育ニーズに合ったような形の体制がとれればというふうには考えております。今後も幼稚園、保育所を含めまして、連携をとりながら、保育、子育て支援を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~。~~~~~

○１０番（大瀬戸） ありがとうございます。

ぜひとも今後も努力していただきまして、子供たちのために頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

保育所に関しましては以上で終わります。

続きまして、光熱水費に関する質問に移ります。

先ほどかなり詳しいお話をいただきました。２８年度、２９年度と、本来なら決算でお話ができたら一番いいんですが、ちょっとデータが決算ではないものですから、予算書から拾った数字で今お話しさせていただいております。２７年度の予算、これは委託先の施設は入っていません。今、委託先、例えば筆の里工房であるとか、体育館とかグラウンドなんかは入ってませんが、直轄のところだけの数字で、２７年度が、私が拾っただけですが８，３００万円程度ということになっておりまして、２９年度の予算ではそれが７，８００万円、５００万円ほどの減というふうな数字。先ほどの答弁の中に、太陽光でありますとか、中学校のナイター設備の話がありました。そういうことだとは思いますが。問題はそれまでなんですが、それまで２７年度までは上昇を続けておるわけです。この上昇を続けてきましたが、ここに来て横ばい、もしくは若干の減というふうになります。

先ほども答弁にございました。特に学校施設は下がっておるように思えます。例えば、大きなものとしては学校施設ですから、それ以外でいいますと庁舎の維持管理とか、上水、下水、このあたりは余り下がってないような状況であります。この辺につきまして、

どのように捉えておられるかというのをちょっと聞いてみたいと思います。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~。~~~~~

○総務部長（岩田） まず、主なものは電気料というふうに申し上げました。それで、庁舎に限っていえば、先ほど言ったような取り組みのほかにも、例えば会議を１時間で終わるとか、ノー残業デーを設けるとかいうことで、意識の徹底というのを図っているんですが、実は庁舎は今御指摘のあった年間でいえば１，０００万から１，１００万程度ということで、実は横ばいになっております。

それで、今おっしゃられたほうをずっとトータルでは、２３年の決算が８，９００万、２４年が８，８００万、２５年９，０００万、２６年９，２００万、ここから２７、２８と下がったわけであります。２６年度は恐らく消費税のアップが影響したものというふうに考えておまして、２７と２８の決算が下がったのは、先ほど言いました町民会館とか中学校のナイターが大きな原因とは思いますが、消費税のアップ分を考えるとやはり全体的に下がっているというふうに感じを受けております。

ただ、これがどういったことで何かを取り組んだから下がったというわけではなくて、ちょっと恐縮なんですけど、今のようない意識の共有化というのはある程度効果が出てんじゃないかというふうに認識はしております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~。~~~~~

○１０番（大瀬戸） 小さなことの積み重ねですんで、ぱっと例えばじゃあ照明を３割暗くしましょうとか、温度を上げましょうとか下げましょうとかいうような、いわゆる仕事に支障が出かねないほどの、それほどの節約まで求めようとは思いません。ですから、最低限、快適に仕事が機能的にできる、あるいは、それは庁舎の場合ですし、学校でもそうです。環境に影響のない程度の努力は必要ですが、余りにも度が過ぎた節約というのは、逆にまた問題が起きてくるかもしれませんので、そこら辺は求めませんが。

一つには施設が老朽化しているという理由で、その理由でいわゆる設備が老朽化したためにいわゆる電気や水道が余計にかかってしまうでありますとか、そういった例が恐

らく多分にあると思うんですね。特に、中学校のトイレなんかが典型的な例かと思います。そういったものもあって、全部それじゃあ一気に直そうといったって直せるものではありませんので、これからどんどん改修計画を立てるときに当たって、大規模改修をすればそういうことなんだと、変えていけるんですが、実際にはなかなか難しいと思います。

大規模改修の設備改修を伴わなくても削減ができるものは何かないかというふうに思います。例えば、極端な話、電球の取りかえですとか、先ほどお話がありましたＬＥＤにかえるとか、あるいは省エネタイプの電気機器を使用していくとか、そういったことも一つにはあるんだと思います。

その関係ですが、一つお聞きしますが、今回、町民会館の空調をいわゆる大規模改修を今年度いたします。これにつきまして、ランニングコストの削減という意味から、要するに機能的に落ちたから、古くなったから改修するんでありますけれども、今の新しいやり方をすると、前回よりもランニングコストは随分安くなるよと、低くなるよというようなことがあってのこともあろうと思います。この町民会館の空調の大規模改修について少し伺いますが、これに関する経費削減の、いわゆる今までよりも、今度はガスにするんですか、電気代ということになると思うんですけど、そのあたりの削減をどのように見積もって計画しているか、お聞きします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~。~~~~~

○教育部長（民法） 今、町民会館の空調改修でございますが、昨年度、設計を行いまして、一応ランニングコスト、どれにしたらいいかということで、現実には講堂、ホール、集会室がガス方式になったわけでございます。ランニングコスト、現在は重油ですのでこれがガスにかわる。それから、あと集会室の電気ですね、電気にかわるということでございましたが、電気代とガス代を足したものが、今までですと重油ですね。ここはそこまで１割程度ぐらいしか安くないだろうという結果が出ております。やはりそれとともにランニングコストはそこまで下がないんですけども、結局重油タンクが古いから漏れてくる、そういった補修が要ということも総合的に考えてその方式を選んだということでございますので、まだ今後工事で来年になってみないとはっきりしたそういった差額が出ないんですけども、１割ぐらいではなかろうかという結果になっており

ます。

〇議長（山吹） 大瀬戸議員。

〇10番（大瀬戸） その1割というのは、だから今までのやり方を、今の状態より新しくやりかえをすると、同じ条件で、電気代、電気代かな、ガス代になるのか、要するに光熱水費が1割ぐらいの削減ぐらいになると、こういう意味ですか。

〇議長（山吹） 民法教育部長。

〇教育部長（民法） 済みません、説明が。現在、ですからこの三つを、集会室とロビーと講堂ですね、これを重油でやっております。この三つを、今度はガスと電気にかえます。その差額ですね。この金額を見て、これが1割ぐらい安くなるかということで、余り大きく影響は、ランニングコストは変わらんだろうというような結果が出ております。

〇議長（山吹） 大瀬戸議員。

〇10番（大瀬戸） わかりました。

町民会館の例が今後の一つのモデルになりはしないかと思っています。以前、質問いたしました公共施設の老朽化に対応して、大規模改修なり、建てかえなり、いろんなことがこれからどんどん起きてまいります。そのときに、当初のですね、当初というか、イニシャルコストといいますか、最初にかかるお金を重要視して、例えばこういう電気機器でありますとか、その他のエネルギー源の選択を、最初の値段ばかりに気を取られて安くするよりも、そこまで含めたトータルで考えて、最初少し割高かもしれないがトータル5年後、10年後には逆に利益を生むと、町民の負担はそのほうが軽いというような判断を常に頭に入れて、大規模改修なり、建てかえなり、進めていただきたいと思います。

今後ますます電気機器といいましょうか、は複雑化してふえてきます。同時にまた省エネタイプも出てくるとお思いますので、そのあたりにアンテナをしっかりと張っていただいて、そういう選択をするときに十分考慮していただきたいというお願いが1点。

それから、今言っておりますのは直営の施設だけですが、直営でないほかの施設に関しましても、委託業者にお任せしておる段階だとは思いますが、常にこれ、何といいましょうか、把握して、古いものはなるべくどんどん取りかえていくとか、そういうロスがどこかにないかとか、常にチェックをしていただいて、よりローコストになるような努力をほかの施設に関しましてもやっていただきたいと思います。しております。

それから、また全ての機器につきましても、物によっては余り使われてないものもあるでしょうし、あるいは重複しているものもあるかもしれない。それから、これは交換したほうがいいというものもあるかもしれないし、統合したほうがいいというものもあるかもしれないし、またこれはほかのもので代用できるというようなものもあるかもしれないので、そういったのを一回さらえて、チェックを一度やっていただいて、それでもう一度光熱水費のベースというものを確認をしてもらって、それからこのぐらいはどうしてもかかるところだということ把握していただければ、それを基準に次の計画を立てていけるんじゃないかと思いますが、そのあたりをどうでしょうかね。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~。~~~~~

○総務部長（岩田） 電力量の省エネということで、いろいろ御意見いただきましてありがとうございました。

意識の徹底ということでいえば、毎月電気料にしても水道料金にしても把握ができるわけで、変化が起こるとすぐわかるはずでありますから、こういったものでいえば、日々のそういった意識を徹底するということと。それから、維持管理費についても、イニシャルじゃなくてトータルコストで考えてやりなさいというような御提案をいただきました。まさしくそのとおりだというふうに思いますので、それは徹底をして今後もやってまいります。

また、電力とかの使用量というんですか、それをなかなか量として減すというのは、先ほど御指摘のあったように難しいところはあるんですが、最近ではちょっと聞くとところによると、いろんな自由化によっていろんな料金プランもあるように聞いてます。いろいろな施設によって使用実態が違うんですね。ですから、使用実態にあわせたプランを選択するということでも料金の削減というのはできる可能性はあると思いますので、そういった意識も持ちながら今後当たっていきたいというふうに思います。よろしくお

願います。

〇議長（山吹） 大瀬戸議員。

〇10番（大瀬戸） ぜひ続けて努力をしていただきたいと思います。

今、例えば1割ぐらい削減できたとしたら、実は例えばおでかけ号が倍走れると、単純計算でいえば。そのぐらい意外とばかにならない額でございますんで、ぜひとも今後新しいものが出てきますから十分研究していただいて、町民のお金を1円でも有効に使っていただきたいと思います。

以上で終わります。

〇議長（山吹） 以上で大瀬戸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

（休憩 14時37分）

（再開 14時50分）

〇議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番、諏訪本議員の発言を許します。諏訪本議員。

〇4番（諏訪本） 4番の諏訪本でございます。

本日は、通告書に基づきまして、二つの質問をお願いしたいというように思っております。

最初に、熊野町の定住人口の維持増加について質問をしたいというように思います。この件については、これまで私を含め多くの議員が質問をしてきました。また、町においても総合計画の中で述べておられます。本日は少し方向を変えまして、大ざっぱな質問ではございますけども、現時点で、現在の時点で周辺の市町と比較して、熊野町の魅力、特色といたしますか、すぐれている点は何だろうかということを質問したいというように思います。熊野町への移住を考えておられる方、移住を考えておられる方にその検討する材料を提供するということも大切なことじゃないかというように思ってお

ります。また、そのことは現在熊野町に住んでおられる方にも自覚、自認していただく必要があるというように思っております。このことは我が町を愛する郷土愛の精神を涵養し、定住人口の維持増加につなげていくということにもなるのではないかとこのように思っております。

また、本日、本町における課題ということも挙げてもらいたいと思っております。これにつきましては、その克服に向けてある程度課題を明確にして、課題の克服に努めてまいりたいというように思っております。よろしくお願いします。

それから、もう一つの質問でございますけども、農業振興について質問をしたいと思えます。特に、農業振興の具体策についてですけども、このことについては3月の定例議会で一般質問で協議されております。その振興を図らねばならないということについては、お互い一致しているというように思っております。

今回の私の質問は、その次の段階で、具体的にどのようにして次の農業の担い手を確保するのか。そして、どのようにして農地の集積化、あるいは集約化といったようなことを進めるのか。7月からの新しい新たな農業委員会制度が施行されることへの期待感もありますけども、現状からしてゆっくり待っておれないというような状況があります。そういうことから質問させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~。~~~~~

○町長（三村） 諏訪本議員の二つの御質問、「定住人口の維持・増加について」と「農業の具体策について」の御質問にお答えいたします。

まず、最初の定住人口の維持・増加についてでございますが、若年人口の減少と、老年人口の増加により、我が国の人口減少は加速度的に進行しております。このため、第5次熊野町総合計画及び熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、「住みたいまち」、「住んでよかったと思えるまち」の実現に向け、魅力あるまちづくりの推進に努めているところでございます。

詳細につきましては、副町長に答弁をさせます。

次に、2番目の農業の具体策につきましては、本町においても、今年7月から昨年4月に施行された改正農業委員会等に関する法律に基づく新たな農業委員会制度が始まろうとしているところでございます。


~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~。~~~~~

○建設部長（沖田） 諏訪本議員の２番目の「農業の具体策について」の御質問に詳細にお答えします。

初めに、国は、認定農業者や営農法人などの、いわゆる担い手への農地利用集積率を、平成２５年度末の４８．７％から３５年度末には１．７倍の８０％以上に、また、広島県においては、２５年度末の１８．６％を３５年度末には２．５倍の４６％に集積を進めることを目標としております。

熊野町の農地の集積・集約化の状況でございますが、平成２９年３月現在で、農地面積３３８ヘクタールに対し集積面積は３．６ヘクタールで、集積率は１％と低調な状況となっております。

その原因といたしましては、経営規模が零細で、販売を行わない自給的農家の割合が極めて高いこと。また、１戸当たりの農地所有面積が小規模であるため、大型機械体系による効率的な農業が困難な状況であることが大きな要因であるものと考えております。さらに、農地の所有者や耕作者の高齢化、後継者不足により、農地の荒廃化が進み、農用地としての維持が厳しさを増している状況にあります。一方で、町内の農地の担い手である認定農業者は１法人にとどまっており、受け皿の面からも厳しい状況でございます。

これらのことを踏まえますと、議員御指摘のとおり、その解決に向けた取り組みは、緊急を要するものと認識しております。

課題解決に向けた取り組みとしましては、平成２６年度に、農地の「出し手」である人と、「受け手」である人のマッチングを主目的として設置された農地中間管理機構を幅広く活用していただくことが必要であることから、農業委員会が委嘱することとなります農地利用最適化推進委員や農区長と連携し、地区ごとにＰＲ活動を推進するとともに、新たな担い手の育成に向け、関係機関と協力し、必要に応じて地区を単位とした出前講座やワークショップを開催するなど、地区ごとの課題を地区全体で共有し、課題解決に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

[illegible]

定住を促すには、まちの魅力を、先ほども冒頭に申し上げましたが、町内外にやはり具体的に示す必要があるというように考えております。そのことについて、町のほうはどのように考えておられるか、お尋ねしたいというように思います。

[illegible][illegible]

まちの魅力を町内外に具体的に示す必要ありとの御指摘は、定住促進の取り組みの極めて重要な視点の一つと考えております。こういった内容を、どのような手段、手法でさらに示すことができるのかということの研究をしてみたいと思っております。

[illegible][illegible]

先ほどもちょっと出ましたけども、定住人口の維持増加を図るということについては、ある意味では他の市町とのバトルですね。戦いとは言葉が悪いですが、バトルだと思ってます。我々が車を購入するときも、やはり車の値段であるとか、特色であるとか、こういったことを調べて購入しますよね。それはやっぱり家をこっちに移ろうかと、家を買おうとかいったときは、やはり同じだと思うんですね。そういう面で、ぜひそ

ったことをやっぱり提供を、資料として提供すべきではないかというように思っております。

これはまた先ほども言いましたけども、こういったことは現在熊野町に住んでいる人にもそのよさを知っていただく、そういったことが大事だろうと思っております。私たちもいざ聞かれたときに、熊野のよさは何かと言われたときに、きちっとやはり堂々と説明ができるようにならねばならんというように思っております。これはやはり定住人口の維持増加を図る上でも大切なことではないかと。我々の口コミということで、どんどん他の地域、あるいは他の地域の方々に知らせるべきではないかというように思っております。

全てのことを本日網羅しようとは思っておりません。二つでも三つでもいいと思いますが、もう少し具体的な内容を考えてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 宗條企画担当部長。

~~~~~。~~~~~

○企画担当部長（宗條） 本町の魅力についての具体的な認識というところであろうかと思えます。これに関しましては、先ほど副町長が答弁したとおりでございます。その中で、まず熊野筆のブランドとその歴史、文化といったところを答弁申し上げました。改めて申し上げるまでもございませんが、国産のトップシェアとブランド力を誇る熊野筆の存在、またこの伝統産業と文化活動を融合した取り組みが本町ではなされているといった点が指摘できようかと思えます。筆及び筆文化に特化した、恐らく世界的にも類例のない公的なミュージアムを持つまちでもございますし、応募数15万点を超える国内最大級の書画展覧会がとり行われている。そうした文化力を大きな魅力とするまちだろうかと思っております。

2点目に、副町長が申し上げました広島市等の3都市に隣接した立地という点でございますが、自然環境にこうした恵まれた中で都市的なサービスを、近隣の都市的なサービスを享受できるという立地にございます。かつそうした立地環境によって、将来の発展の可能性も秘めている、そうしたまちじゃなかろうかと思っております。

3点目の答弁にございました文化、スポーツ活動が活発であるという点でございますが、公民館活動でありますとか、図書館の活動、利用が極めて活発でございます。スポ

ーツ面をとってみましても、NPO法人によって、それまでの行政主導から住民主体の活動に転換がなされて活性化が図られております。具体例でいいますと、筆の里スポーツクラブでは会員数が900人を超える状況にあると。また、新春熊野スター駅伝では出場市民が200チームに迫っていると。生涯スポーツ活動のほか、アスリートを育てるスポーツ環境というものも伝統的にあるということ。そして、これら健康づくりへの意識の高さというものが、本町要介護認定率が県下でも最も低いといったような推移を示している、そういった面にもあらわれているものと考えております。具体的に申し上げれば、こういったようなことも言えるのではないかというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 具体的に説明していただきましてありがとうございます。

私はこれらをできればインパクトの強い言い方で、できればいろんなところへアピールしていきたいというように思っております。

私なりにちょっと二、三、考えてみますと、例えば先ほど出しましたけども、全国一の筆産業があるまちと。そのことからいえば、やはり転居してこられる方々については、例えば筆産業にかかわってのパート的な仕事、あるいは専門的な仕事が、割合自分の家から近いところに勤めることができるというようなことあたりは、熊野町としての売りではないかなというふうに思っております。

それから、いろんなことを申しいただきましたけども、例えば教育と文化、スポーツのまちというようなことを売りにしたら、これは例えば私のこれは勝手な流れですけども、教育のまち宣言をしておる、そういうことが一つ熊野のまちとしてあります。その流れの中で、例えば基礎・基本定着状況が熊野町は割合高い。私の認識でいけば、県内でもトップレベルじゃないかなということを思っております。その流れの中で、くまどくであるとか、あるいは低学年書道であるとか、こういった教育にかかわるすぐれたまちですよと、そういったことが言えるかなと思っております。

それから、先ほど出しましたけども、高い文化力があるということが言えるんじゃないかなと思います。先ほど出ましたように、筆文化の公的ミュージアム、あるいは15

万点を超える書画展を開催してある。それから町立図書館も貸し出しの冊数等については相当高いレベルであるということを聞いております。

また、スポーツ環境でいえば、私はちょっとかかわったんでいつも触れるんですけども、平成7年のときから、全国で最初に総合型地域スポーツクラブを立ち上げたまちですよ。それはずっとやっぱり着々と、脈々と、やはり健康への意識が高いまちであるということがやはり言えるんじゃないかなと。

それは、例えばスポーツ少年団の加入率あたりについても、広島県が27年度ですけども加入率が9.1%に対して、熊野町は19.7%、倍以上の加入がしてある。それから、先ほどもありましたように、高齢者いけば要介護の認定率が県下でも最も低いほうであると。こういったようなことはその流れの中で触れることができるんじゃないかなというように思っております。

総合型地域スポーツクラブのことは前もちょっと説明したことはあるんですが、要するに総合型地域スポーツクラブは多目的だという、多目的、多年齢なんですね。だから、極端なことを言うと、健康レベルのところの方からオリンピック選手まで、あるいはよちよち歩きの児童から高齢者の方、そういった多目的、多年齢の幅の広がった中でそういうくくりができるんじゃないかなと思っております。

また、広島市内の中心部から、これはもう一つ、三つ目ですけども、移住を希望しておられる方等について、比較的交通の便利はいいところで、緑に囲まれた庭付きの一戸建ての家も建てられますよといったようなことなんかもアピールできるんじゃないかなというように思っております。その中では、例えば家庭菜園等をしながら子供の教育もできますよと。こういったようなことをアピールしていきたいと、していかなければならないというように思っております。

隣の東広島市で、限定的ではありますが、「移住するなら東広島、子育てするなら東広島」のこういった看板が出ておりました。私もちょっと気になったんで、市役所まで行って調べてみますと、定住サポートセンターという看板が下がっておりました。いろんな担当者にちょっと聞いたんですけども、こういった看板、看板というのは先ほど言いましたように移住するなら、あるいは子育てするならと、この根拠はありますかということを聞いたら、その根拠はまだまとめてないという答えをいただきました。

そういう面で、私はぜひこういったことを早く、先駆けて熊野町がやることも、定住やら、こういった人口の維持増加につなげることになるんじゃないかというように思っ

ております。ぜひこういったことをまとめて、それぞれのいろんな担当課で検討してもらって、熊野町のここが誇れるよといったようなことを挙げて、それを熊野町の売りに出してみてもいかがかというようなことを思っておりますが、いかがですか。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 内田副町長。

~~~~~。~~~~~

○副町長（内田） 何か高い評価をいただいたような感覚で聞かせていただきました。ありがとうございます。

大変貴重な示唆をいただいたと感じております。先ほどもありましたように、職員一丸となって、自分たちが自信を持っているいろんな形のPRをしていかなければ、やはりまちの魅力というのは発揮できないと思います。そうした観点からも、ただいまいただきましたお話も加えながら、自分たちはこういう形を押ししていきたいんだ、こういう形を実際にあるんだという形を自信を持って言えるような体制をとって、定住促進に力を注いでいきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~。~~~~~

○4番（諏訪本） ありがとうございます。

これは実は私の経験なんですけども、友達が熊野へ住もうかという相談があったときに、熊野のここはすばらしいんですよということを私が全部よう説明がし切れませんでした。やはり我々ほんと一人一人が、先ほどもちょっとしゃべりましたけども、自慢、熊野のまちの我々が住んでいるまちの自慢をしゃべれるように、きちっと説明できるように我々なっとかにゃいけないなということを、自己反省をもってこのたびの質問をさせてもらいました。ぜひとも一つよろしく願いしたいというように思います。

続いて、二つ目の農業政策について質問させていただきます。

先ほども説明がありましたが、農業政策については熊野町の地域性の問題もあり難しいというお話ですけども、やはり早急に何とかしなければならないということで、このたび質問をさせてもらいました。

ここで、先ほどから出ています担い手の確保であるとか、農地の集積、集約化、こう

いった課題に向けて公的な機関、いろんな機関がありますけども、それから私的な機関、こういったそれぞれの機関がどういう役割をし、どういう分担をして進めていかなければならないかということをお聞きしたいというように思います。一つよろしく願いいたします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~。~~~~~

○都市整備課長（穂坂） 担い手の確保に係るものと、農業の集積、集約化に係る公的、私的の役割や分担ということでございますけども、まず公的機関といたしましては、町、農業委員会、農区長、農地中間管理機構がございます。これらの公的機関につきまして、農協や県の西部農業技術指導所等との総合連携によりまして、地区における農業の将来展望とそれを担う経営団体を育成するための話し合いを促進を図る役割を、また、7月からの新農業委員会制度におきます農業委員会や農地利用最適化推進委員、農区長におきましては、町との連携のもと、各地区におけます農地の出し手や受け手の情報収集や、農地中間管理機構の制度PRなど、農業従事者と町との橋渡しの役割を有しているものと考えております。

次に、私的機関といたしましては、農協や農業法人がございます。農協につきましては、熊野町のほうで策定しました農業経営基盤強化促進に関する基本構想によりまして、農作業の受委託のあっせんや自宅農業者の組織化の推進等に努めていただきまして、農業法人につきましては、地域農業の担い手として、牽引をしていただくことが役割ではないかと考えております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~。~~~~~

○4番（諏訪本） ありがとうございます。

そのような役割の中で、農地の集積、集約化や、担い手の確保に係る事項については、各団体のそれぞれ組織等がありますけども、やはり町当局がこの農業政策についてはやはり中心となってリードしていかなければならないというように考えておりますが、その取り組みといたしますか、こういったことについてどのように進めていくのかというこ

とをちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~。~~~~~

○都市整備課長（穂坂） 農地の集積や集約化、担い手の確保に関する取り組みの具体的な今後の取り組みということでございますけども、農地利用最適化推進委員さん、農区長さんとの連携を行いまして、地域でのPR活動や、職員が出向きましての出前講座やワークショップ開催によりまして、地域の農業者が、主体性をもってみずからの地域の農業の将来方向について考える場の提供や取り組みに対する助言を行うとともに、自立に向けました補助支援メニューの研究を行ってまいりたいと考えております。

さらに担い手の確保に関しましては、認定農業者を町のホームページに掲載しまして、町民の皆様に幅広く周知しますとともに、生産された作物を町内イベントでの出店をサポートすることや、農業祭等におきまして、農地中間管理機構の担当者を招きまして、新規就農相談会の開催などから取り組みを始めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~。~~~~~

○4番（諏訪本） ありがとうございます。

冒頭にも申し上げましたが、ほんと農家の皆さんはゆっくり待っておれるような状況にはないんですね。もう私の友達でも、70までは受け合うけども、もう70以上は知らないよという人も随分おります。そういった中で、やはりこの前の3月でもそうなんですけど、町のほうとして、本日も緊急を要するものとして認識しているという言葉はいただき、本当に我々もそういった方々に、町のほうもほんとに緊急を要するということで考えておりますよということを説明していきたいというように思います。

ただ、時々、私は余り好きじゃないんです、研究という言葉が入ってくるんで、研究というのはちょっと待ってくださいというのが私の気持ちなんですけども、ほんと農家の方にちょっと研究するからいうたんじゃあ、ちょっとこれは説得できないなという気持ちであります。一日も早い対応をお願いしたいというように思います。

最後に、2点ほど申し上げ質問を終了したいというように思います。

1 点は、本日の答弁からすると、7 月の新農業委員会制度、これによって農地利用最適化委員ですね、それから農区長、これらの方々に対する役割が大きくなると、その期待も高いというようなことがありますけども、この方々がしっかり機能するように、その環境の整備を整えていただきたいというように思います。

冒頭の町長の言葉の中に、農業委員会が任意事務から必須事務というように移るという説明がありました。私も資料を見たりしますと、今回の改正は農地利用の最適化の推進が必須業務ということに位置づけられております。その面でぜひともこういった方向が着々と進むようにお願いしたいというように思います。

それから、もう 1 点は、やっぱり行政で施策として進めるときに、やはり重点を置か置かないかということについては、担当課へのやはり配置人数というのはその目安になると、大きいというように思っております。私がちょっと調べたところによれば、農業を担当する課の人数が、配置人数が以前と比べて減っております。半分まで行っておりませんが、半分近くまで減っております。そういう面の危惧もいたしておりますが、先ほども申しておられましたが、緊急を要するものとして認識しておるという言葉は私は信じて、本日の質問を終了したいというように思います。ぜひともよろしくお願いいたします。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 以上をもちまして、諏訪本議員の質問を終わります。

続いて、2 番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

~~~~~。~~~~~

○2 番（竹爪） 2 番、竹爪でございます。

私は中央地域の公園について質問いたします。

熊野団地都市再生整備計画事業において、西部地域の既存の公園整備などがここ 4 年間で行われ、最近ではくまの・みらい交流館が建設され、広場に大型遊具が設置され、西部ふれあい広場も完成する予定です。中央地域に住む方々から、「この辺には公園が少ないよな、熊野団地はいいよな」という声を聞くことが多くなりました。近くに住む孫や、その同年代の子供らの身近に遊ぶ場所がないという声を若い世代の方からお聞きします。そのようなことから、中央地域の公園について質問いたします。

第 1、現在、町が管理している中央、東部、西部の公園の数は。

第 2、中央地域の公園の設置の計画は。

### 第3、中央地域の住宅建設の推移は。

以上の答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 竹爪議員の「中央地域の公園について」の御質問にお答えいたします。

町内には、深原地区に整備しております比較的規模の大きい地区公園から、中溝地区の中央ふれあい公園のような街区公園、また開発行為により町が寄附を受けた小規模な公園がございます。これらの公園は、子供の遊び場としてはもちろん、多世代交流や地域のコミュニティー活動の場として利用していただけるよう開設しているところでございます。こうした公園が町内には合わせて41カ所ございます。

各地域の公園の数など、詳細につきましては、建設部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） 竹爪議員の「中央地域の公園について」の御質問に詳細にお答えします。

1点目の、現在の町が管理している中央、東部、西部の公園の数でございますが、熊野町総合基本計画の地域ゾーニングで示しております中央地域、呉地、出来庭、中溝、萩原、城之堀には18カ所ございます。また東部地域は、新宮、初神でございますが、こちらには7カ所、西部地域、熊野団地と川角、平谷が16カ所でございます。

2点目の中央地域の公園の設置計画でございますが、平成24年4月に策定いたしました熊野町都市計画マスタープランにおきまして、中央地域には、筆の里工房周辺、呉地ダム周辺、土岐の城山周辺を緑の核として、人、文化、緑とのふれあいの場として位置づけております。計画としましては、現在、筆の里工房周辺に約4ヘクタールの公園整備計画を進めているところでございます。

3点目の中央地域の住宅建設の推移でございますが、戸建て住宅の建築確認申請の提出件数で申し上げますと、平成25年度が49件、平成26年度が53件、平成27年度は56件、平成28年度60件と、中央地域では年々増加をしておる状況でございます。

以上でございます。

〇議長（山吹） 竹爪議員。

〇2番（竹爪） 公園の数については中央地域は多いようですが、しかしこの地域の中では城之堀、萩原など、他の地域に比べ公園が少ないように思います。また、平成29年3月31日現在の中央地域の人口は1万4,011人、東部2,455人、西部においては7,873人で、人口当たりの数は少ないと思います。

総合基本計画では、熊野町の人口1人当たりの公園面積は3.1平方メートルとありますが、中央地域は1人当たりの公園面積はどれくらいですか。また、他の地域はどうでしょうか。

〇議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

〇都市整備課長（穂坂） 1人当たりの公園面積ということでございますけども、町内の都市緑地の中で一般の公園と同様の利用形態に当たります防主山緑地及び石神緑地を加えた数字となるものではございますけども、中央地区につきましては、1人当たり0.9平方メートル、東部地区が1人当たり16.7平方メートル、西部地区が1人当たり3.5平方メートルということになっております。

以上でございます。

〇議長（山吹） 竹爪議員。

〇2番（竹爪） 今お聞きしたことによって、中央地域は他の地域に比べ極端に少ないようであります。

先ほどの答弁の中で、地区公園から開発による小規模な公園とあったが、公園にはどのようなものがありますか。また、筆の里工房周辺の公園はどれに当たりますか、質問いたします。

〇議長（山吹） 穂坂都市整備課長。

~~~~~。~~~~~

○都市整備課長（穂坂） 公園の分類ということでございますけども、公園は住民の利用に供する身近なものから、広域的な利用に供するものまで、さまざまな規模や種類のものがありまして、その機能、目的、利用対象によって種類や種別に区分されているところでございます。

種別といたしましては、主といたしまして街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積2,500平方メートルを標準といたします街区公園、主として近隣に居住する方の利用に供することを目的とする公園で、面積につきましては2ヘクタールを標準といたします近隣公園、主として徒歩圏内の方の利用に供することを目的とする公園で、面積が4ヘクタールを標準とする地区公園があります。また、さらに規模の大きい総合公園や運動公園、広域公園などもございます。さらに開発区域が3,000平方メートル以上の宅地開発に設置が義務づけられております面積が150平方メートル程度の小さな公園もございます。

2点目の筆の里工房周辺の公園計画でございますけども、先ほどの分類で当てはめますと、地区公園規模と考えております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~。~~~~~

○2番（竹爪） わかりました。

筆の里工房周辺の公園は地区公園規模ということで、町内では非常に大きな公園であります。このような大きい公園も必要であるとは思いますが、ぜひ進めてもらいたい、もう少し狭いエリアに目を向けると、身近な小さな公園を育てることによって、子育て世代に必要なではないかと考えています。

ちなみに平成29年3月31日現在の0歳児から14歳の幼少年期の子供の数は、中央地域1,786人、東部地域219人、西部地域1,087人で多くなっています。

そこで、子育て助成金についてお伺いします。助成金はこれまでどのくらい交付しましたか。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 林建設部技術次長。



やはり中央地域ではかなりの助成金の交付者数が多い、パーセントも82%ということで。中央地域はかなりの方が利用しているということで、熊野町へ定住することにされた子育て世代の方が増加していると思われます。こうした方々は、小さなお子さんを育てる上で、小さくてもよいので家の近所ですぐに子供と遊ばせることができる身近な公園を望んでおられると思います。中央地域は1人当たりの公園面積もかなり少ないから、今後このような公園を整備してもらえませんか。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 沖田建設部長。

~~~~~。~~~~~

○建設部長（沖田） 初めに都市整備課長が答弁いたしましたように、中央地域、1人当たり0.9平方メートルでございます。また、公園の数についても十分ではないということは認識はしております。また、今現在、最初に答弁いたしましたように筆の里工房周辺の公園事業を進めておるところでございます、当面はそちらのほうに注力させていただきたいと思っております。

また、今現在進めております筆の里周辺整備の完了がある程度見えた段階で、中央地域への公園については検討したいと思っておりますけれども、既存の公園の維持管理とか、あと用地確保に向けての財政的な面もございますので、その辺も勘案しながら、その時期が来ましたら慎重に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~。~~~~~

○2番（竹爪） ありがとうございます。

これが最後の質問になると思います。用地の確保や補助金などの問題もあるかもしれませんが、このような公園があれば子育て世代も転入してきやすいのではないかと。ひいては人口が増加につながるなどよい方向に回ると感じます。今後、中央地域にぜひとも身近な公園を少しずつでも整備していただきたいと思います。筆の里工房周辺の公園の整備が完了した後、すぐに整備できるよう計画を進めてもらえませんか。町長の答弁を求めます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~ ○ ~~~~~

○町長（三村） 工房は今言ったように中央地域でございますんで、家の周りに公園が欲しいというのはよくわかります。それは私も中央地域に住んでるわけございまして、わかるんですが、もうはっきりいって空き地がございせん。町有地もほとんど持っていない状況ございまして、団地がスムーズに行ったのは、やはりあそこに大きな町有地があったということがございます。それから、田んぼとか山林、こういったものもやはり旧熊野のほんとの旧市街地でございまして、家が建て込んだ状況でございます。公園もつくりたい思いもありますが、道も広げたい。ただ、その道もなかなか思うように進まない状況でございます。

ただ、いろんな場面で用地を取得することがあるかもしれません。なるべく町有地の新たな取得ということは控えてるんですが、そういう公園整備の観点から、確かに中央地域、旧市街地は非常に公園が少ないと認識しておりますので、そういう面から、工房が開発が終わり一段落した段階では、そういう目で検討していきたいと思います。ちょっと時間がかかりますが、そう御理解いただきたいと思います。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~ ○ ~~~~~

○2番（竹爪） 今町長の答弁がありましたので、この計画が将来に向けて、工房が済んだ後には、空き地とかいろんなものを確保していただきながら公園を整備していただきたいと思います。そのことによって、この熊野に生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかった町になっていくんではないかと思っております。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山吹） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

これより日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~ ○ ~~~~~

○町長（三村） 報告第１号、繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

３月定例会において、平成２８年度熊野町一般会計補正予算（専決第１号）及び平成２８年度熊野町一般会計補正予算（第５号）で議決をいただいた繰越明許費につきましては、合計３億５７６万４,０００円の予算を平成２９年度に繰り越しをしました。

繰り越し事業の内容でございますが、議会システム更新工事を行う庁舎維持管理事業、広島県が稼働させるインターネット接続環境、いわゆるひろしま情報セキュリティクラウドへの設定作業を行う行政情報化事業、また地方創生拠点整備交付金に係る定住促進拠点施設整備事業、経済対策の一環として支給する臨時福祉給付金支給事業、そして用地購入及び物件移転補償を行う町道呉出来線改良事業、また防災コミュニティーセンター及び定住促進拠点施設実施設計を行う災害予防及び応急対策事業、老朽化した熊野東中学校普通教室棟の大規模工事（第 期）を行い、安全安心な教育環境を整備する中学校大規模改造事業でございます。

なお、定住促進拠点施設整備事業、また臨時福祉給付金支給事業及び中学校大規模改造事業につきましては、国の平成２８年度補正予算により措置された交付金等を財源として実施するものでございます。その他の事業につきましては、履行期間延長等に伴い、平成２９年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

明細は、別紙繰越計算書のとおりでございますので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告をさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 報告に対する質問はありませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第６、諮問第５号、下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 諮問第５号、下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求につきまして、御説明申し上げます。

平成２８年１０月１日、下水道使用料の賦課に関する処分について、その取り消しを求める審査請求が提起されました。本審査請求に係る裁決を行うに当たり、地方自治法第２２９条第２項の規定により、議会の御意見を伺うものでございます。

詳細につきましては、総務部長から説明をさせます。

御審議の上、御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~。~~~~~

○総務部長（岩田） それでは、諮問第５号、下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求の詳細につきまして御説明を申し上げます。

お手元の資料１をごらんください。

まず、本件審査請求は、下水道使用料の賦課処分についてその取り消しを求めるもので、処分庁及び審査庁はどちらも熊野町長となりますが、所管として、処分庁は上下水道課、審査庁は総務課が当たっております。なお、本件は、地方自治法上の使用料の賦課処分に関する審査請求でありますことから、第三者機関として、町議会への諮問を行い、裁決について御意見を伺うものでございます。

それでは「１」、審査請求の手の流れでございます。

審査請求人からの請求に対し、審理手続から裁決までの流れを記載しております。手続の流れに関しましては既に御説明をしているところでございますので、「２」本件審査請求の概要から、詳細に御説明を申し上げます。

まず、本審査請求は、最初に申しましたとおり、熊野町が平成２７年１０月分の下水道使用料として賦課した１,０８０円について、当該賦課処分の取り消しを求めるものでございます。参考図でお示ししてございますが、審査請求人は、平成２７年９月２日から９月２９日までの２８日間、上水道及び下水道を使用いたしました。このため熊野町は、水道使用料の検針日を基準に、９月１０日の検針日より前、９月２日から９月１０日までの使用を９月分として、９月１１日から９月２９日までの使用については１０月分として、２月分の下水道使用料の賦課処分を行いました。

この処分に対し、９月の１カ月間のみの使用であるにもかかわらず、９月分、１０月分として、２月分の下水道使用料が賦課されるのは違法であるとして、１０月分の賦課処分の取り消しを求める審査請求が提起されたものでございます。

この審査請求に係る争点は、使用料の算定単位である「１月」の基準についてであります。審査請求人及び処分庁の主張、それに対する審理員の見解を、「３」の表にまとめてございます。

審査請求人は、下水道条例に「１月」の基準となる日を規定する条項がないので、民法の規定によって、暦の「月」により使用料を計算するべきであると主張しております。また、水道事業代表者への事務委任について、町長は、下水道法及び下水道条例により、下水道使用料の算定期間の基準を定める権限を与えられていないため、この有していない権限を委任することはできないとしております。

この主張に対し、処分庁でございますが、下水道使用料の徴収は、下水道条例及び熊野町下水道使用料徴収委任事務規則に基づいて、上水道と同様の検針日により、検針日から翌月の検針日までを「１月」として使用料を徴収しており、違法な点はない。また、上水道事業代表者に委任する「使用料の徴収に関する事務」には、使用料算定の基準日や期間等といった、徴収事務に付随する権限も含まれており、徴収事務の遂行上、基準日や期間について給水条例の規定を適用することについては、上水道事業代表者の裁量が認められると主張しております。

これら、双方の主張に対する審理員の見解は、下水道条例には、水道水を使用した場合の下水道使用料の算定に用いる使用水量は、水道水の使用水量とすることが規定されており、これにより、下水道の使用期間及び検針時期についても水道と同一であることが推測でき、これをもって、下水道使用料の算定期間の基準を定めたものといえる。一方、水道事業代表者へ委任している徴収に関する事務には、使用料の賦課決定に係る算定期間を定める権限は含まれないとした上で、裏面になりますが、「４」の意見が提出をなされました。

審理員意見は、「本件審査請求は棄却されるべきである。なお、下水道使用料の算定期間の基準については、周知を徹底するよう意見する」。理由といたしまして、下水道使用料の算定期間が、水道と同様であることが下水道条例に明文化されていないことのみをもって、処分庁が行った行為を直ちに違法であるとはいえない。また、下水道法は、下水道使用料を定めるに当たって遵守すべき原則を定めており、本件処分は、当該原則に違反する点はなく、処分庁は、法の規定及び趣旨にのっとり下水道条例等により下水道使用料を賦課徴収しており、違法または不当な点があるとは認められないため、とされております。

続きまして、「５」裁決案でございます。審査庁におきまして、審理員から提出されました審理員意見書の内容及び各事件記録の内容について精査し、本件審査請求に対して、処分の違法性、妥当性について審査を行いました。その結果、本件処分について違法・不当な点はなく、審査請求の理由がないと判断をし、本審査請求につきましては「裁決書案」のとおり、「棄却裁決」を行いたいと考えております。

その理由は、次に記載してあるとおりでございます。

まず、下水道使用料に関しましては、下水道条例に規定をされており、その中で、「下水道使用料算定に係る下水道排出量は水道使用水量とする」旨、また「徴収は１月ごとに行う」旨を明記しています。この下水道条例の定めに関し、下水道法に反する規定や、法が要請をする規定漏れは存在いたしません。

また、町長は、下水道使用料徴収委任事務規則を定立し、下水道条例に規定した徴収事務を水道事業代表者に委任しています。委任を受けた水道事業代表者は、上水道事業給水条例の定めに従い水道使用量を算出した上で、下水道条例の「水道使用水量を下水道排出量として算定された下水道使用料金」について、委任規則に基づいて審査請求人から徴収したものであり、この水道事業代表者についても、関係する法令及び町の条例等に反する点は見受けられません。

これらのことから、本件処分につきましては、法令及び条例等に基づき、全ての下水道使用者と同様に取り扱われたものであり、処分庁、審理員の主張・意見の一部には見解の相違が見られますが、「本件処分を違法とする請求人の主張は認められない。」という点におきまして、審査庁も同様の意見を持つものでございます。

よって、本件審査請求につきましては、処分に違法または不当な点はなく、請求理由がないと判断するため、「棄却裁決」を行いたいと考えているものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~。~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。日程第６、諮問第５号、下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求については、地方自治法２２９条第３項において、議会は前項の規定による諮問があった日から２０日以内に意見を述べなければならないとされております。

したがって、本件につきましては、会議規則第３９条第１項の規定により産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、日程第6、諮問第5号、下水道使用料の賦課に関する処分に係る審査請求については、産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開はあすの9時半からといたします。

（散会 15時59分）